

議事日程（第2号）

平成25年9月9日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 議案第84号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第3号）（説明）
議案第85号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（説明）
議案第86号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）（説明）
議案第87号 平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（説明）
議案第88号 川俣町個人情報保護審査会委員の任命について（審議採決）
議案第89号 教育委員会委員の任命について（審議採決）
諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について（審議採決）

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１５人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） なお、本日の議事日程については、定例会初日の５日に、議案第８４号から諮問第１号までを残し、延会としたところであります。本日は一般質問に先立ち、審議することにしたと思います。

これから本日の議事日程を配付いたします。（議事日程の配付）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは配付漏れはないでしょうか。

（「配付漏れなし」という声あり）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、会議を進める前に、本日も気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

なお、当局に申し上げますが、９月６日の金曜日は議案調査日でありましたが、特別委員会の決算証拠書類の未提出の課があり、午後から議案調査ができなかったという事実がありました。決算を審査するに必要な時間が確保できなかったことは遺憾なことでありますので、今後ともこのような事実がないように十分注意してほしいと思います。

それでは、会議を進めます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において３番議員 高橋真一郎君、４番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，議案第８４号「平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第３号）」について、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第８４号 平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第３号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第３，議案第８５号「平成２５年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」について、当局の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第８５号 平成２５年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４，議案第８６号「平成２５年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第２号）」について、当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第８６号 平成２５年度川俣町介護保険特別会

計補正予算（第２号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第５，議案第８７号「平成２５年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」について、当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第８７号 平成２５年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第６，議案第８８号「川俣町個人情報保護審査会委員の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第８８号、川俣町個人情報保護審査会委員の任命について川俣町個人情報保護審査会委員に下記の者を任命したいので、同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
澤田由紀子	川俣町字鉄炮町２７番地	昭和２６年 ５月１６日
佐野 孝治	福島市入江町３番８号	昭和３８年 ４月２５日
佐藤 初美	福島市仲間町６番１２号	昭和４１年１１月３０日
菅野 幸子	川俣町大綱木字折橋１３番地	昭和３８年 ３月 ６日
佐藤 尚子	川俣町大字小神字田代内４番地の４	昭和２０年 ２月１１日

平成２５年９月５日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町個人情報保護条例第２７条第４項の規定により、同意を求めるものであります。

ご説明申し上げます。

川俣町個人情報保護条例第２７条に基づきます個人情報保護審査会委員の方々の任期につきましては、２年でございます。平成２３年１０月１日から平成２５年９月３０日までの任期２年間が到来いたしますので、５名の委員につきまして、再任により同意をお願いするものでございます。

再任をお願いする方々は、澤田由紀子委員は、鉄炮町在住であります。佐野孝治委員は、福島大学経済経営学類の教授でございます。佐藤初美委員は、川俣町秋山の出身で、現在、福島市で弁護士を開業されております。菅野幸子委員は、川俣町大綱木在住で、川俣町男女共同参画推進委員会委員などをされております。佐藤尚子委員は、小神在住でありまして、元大阪で大阪府市長会参事兼東京事務所長代理などもされておりました。

以上、５名の方をお願いいたします任期は、平成２５年１０月１日から平成２７年９月３０日までの２年間でございます。ご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願いいたします。

願いを申し上げまして、提案といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 7，議案第 89 号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 89 号、教育委員会委員の任命について

川俣町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
渡辺 信二 わたなべ しんじ	川俣町山木屋字問屋 46 番地の 20	昭和 27 年 10 月 15 日
高橋裕美子 たかはし ゆみこ	川俣町大字鶴沢字西ノ内 28 番地	昭和 30 年 8 月 12 日

平成 25 年 9 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、同意を求めるものであります。

ご説明申し上げます。

渡辺信二委員におかれましては、平成 13 年 1 月から教育委員を務めていただいておりますが、地域の信望も厚く、豊富な識見を有し、これまでの PTA 活動や青少年活動等の豊富な経験を生かされ、教育委員として、川俣町教育推進プランを柱とした具体的な本町教育行政の推進にご尽力をいただいております。

高橋裕美子委員におかれましては、平成 17 年 10 月から教育委員を務めていただいております、川俣中学校 PTA 会長や川俣高等学校の学校評議委員などを経験され、教育全般について豊かな識見をお持ちの方であり、教育委員会にあっては教育委員長職務代理者として、職務の遂行に尽力をいただいているところでございます。お 2 人には、一昨年に発生した東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故により、本町の山木屋地区が計画的避難区域の指示を受けるなど、極めて深刻な事態の中において、避難区域の幼稚園、小中学校の避難に伴う就学計画をはじめ、

子どもの命と健康及び学習権を守るため、教育委員会の諸施策にご尽力をいただいております、引き続き教育委員としてお力添えをいただきたく、その再任について、議員皆様のご同意を求めるため、今議会に提案をするものでございます。なお、委員の任期は、平成25年10月1日から平成29年10月31日までの4年間でございます。ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
遠藤 貴美子 えんどう きみこ	川俣町山木屋字竈世戸山1番地	昭和27年12月 5日
佐藤 常幸 さとう つねゆき	川俣町大字鶴沢字鶴東52番地の3	昭和31年 8月 9日

平成25年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものであります。

ご説明申し上げます。

現在、本町には人権擁護委員として5名の方が法務大臣から委嘱を受け、毎日の暮らしの中で起きる様々な人権侵害について、憲法によって保障されている基本的人権を擁護するための種々の活動をいただいているところでございます。

遠藤貴美子氏、佐藤常幸氏が、本年12月31日で任期満了になりますので、引き続き人権擁護委員に再任をお願いするものであります。

遠藤貴美子氏は、平成11年1月に人権擁護委員を委嘱され、現在、5期目であり、地域では川俣町交通安全母の会会長、また、社会教育指導員としても活躍をされております。

佐藤常幸氏は、平成14年1月に人権擁護委員を委嘱され、現在、4期目であり、地域では、鶴沢自治会役員、川俣町消防団分団員として活躍をされております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。任期につきましては、遠藤氏、佐藤氏とも、法務大臣が委嘱した日から3年間となりますので、よろしくお願いをいたします。遠藤委員、佐藤委員を人権擁護委員として推薦することにご同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　これから一般質問に入りますので、ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

（午前10時50分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第9、これより一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

4番議員　鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君）　4番鳴原であります。6月定例議会に続き、本定例会も1番目に質問させていただきます。

あの東日本大震災、福島第一原発から今月の11日で2年半を迎えようとしております。3日現在、今の県内外へ14万7,022人の県民が避難生活を余儀なくされております。福島県内で大震災及び原発事故後、仮設住宅など劣悪な環境の中で、震災関連死と認定した死者数が8月末現在で1,539人のうち、少なくとも6割は原発関連死と判明しております。また、目に見えない臭いもしない放射性物質は、生活や生業を奪い続け、将来が見えずに12名の方が自殺に追い込まれてい

るのが現状であります。そういう中で、東京電力第一原発の汚染水をめぐり、国や東電が抜本的な対策を見いだせない状況に陥っております。周辺地域の避難者からは、原発がこんな状態で、果たして自宅に戻れるのかと不安の声が出ております。政府は、除染で放射線量が低減できれば避難指示を解除する意向だと思われます。しかし、汚染水の処理は、原発の安定にかかわる問題であり、住民が不安視するのは当然であります。まだまだ予断を許さない状況にある福島原発、原発事故を風化させぬよう、川俣町民は被害者であることを明確にして、先の通告に従って大きい数字3点について質問をいたします。

まず、1点目であります。山木屋地区のパトロール隊の緊急雇用臨時職員雇用の継続についてです。平成26年6月で緊急雇用臨時職員の雇用期間が過ぎるが、町はどのように考えているのか。

続いて、大きい数字2番、旧町内の除染はいつからするのか。8月23日に除染業務を発注したが、仮置場がないのに事業ができるのか。

最後に、大きい数字3点目であります。復興事業で住宅団地の造成を、であります。避難が長引く対応としての復興住宅、人口増の対策としての住宅団地事業をすべきではないかと思われます。以上、3点について質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） ただいまから一般質問であります。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

それでは、4番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、「山木屋地区内パトロール隊の緊急雇用臨時職員雇用の継続について」の「平成26年6月で緊急雇用臨時職員の雇用期間が過ぎるが、町はどのように考えているのか」のご質問でございますが、山木屋地区地域パトロール隊の業務につきましては、今年度で3年目を迎え、来年6月をもって3年間の雇用期間が満了となるところであります。パトロール隊の業務は、警察と連携しながらパトロールによる山木屋地区の監視や治安の維持、安全・安心の確保を目的としており、地域に対する精通が必要であることから、現在のパトロール隊員の雇用に当たっては、地理的な知識はもちろんのこと、住民同士の顔見知りの親密さなど、地域に詳しく、かつ自分たちのふるさとを自分たちで守るという、郷土愛に満ちた山木屋地区の方々を対象として公募を行ったところでございます。町といたしましては、山木屋地区地域安全パトロール業務は、地域との密着及び地域への精通を必要とする極めて特殊性を持った業務であり、対象者が限定され、雇用の確保が著しく困難であると考えていることから、業務の特殊性により雇用の確保が著しく困難な場合は、雇用期間を延長できるとする川俣町賃金支弁職員雇用管理規程第5条第3項第2号に基づき、期間を延長し、来年の6月以降のパトロール業務を進めてまいる考えであります。

次に、2点目の「旧町内の除染はいつからするのか」の、「8月23日に除染業務を発注したが、仮置場がないのに事業ができるのか」についてのご質問でございます。

ますが、町では、平成２５年度の除染業務について、８月２６日付で鶴沢地区、小神地区、福田地区、更に旧町内については、川俣地区第１として、広瀬川から西側分、川俣地区第２として、広瀬川から東側分の全５工区において、平成２６年３月２０日を完成工期とする契約を締結いたしました。除染作業を実施するためには、除染土壌等の仮置場が不可欠であり、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら進める必要があります。今年度実施する地区の仮置場につきましては、福田地区は秋山字長大田地内に１か所、小神地区は下戸山と道合内に１か所ずつ合計２か所を設置する予定であります。また、鶴沢地区では候補地を選定し、地域への説明を行うなど、現在、造成及び用地確保に努めているところであります。旧川俣地区については、地形や住宅状況の関係から仮置場の確保が困難な状況にあります。が、用地の確保に向け、現在、１か所について、地元行政区さんと調整を行っており、目途がつき次第、説明等を実施し、地域のご理解をいただきながら、仮置場の確保を目指す考えであります。また、旧川俣地区は仮置場１か所だけでは、除染土壌等を搬入しきれないことから、平成２４年度に設置し、未利用地のある地域の仮置場の利活用を視野に入れ、８月３０日に該当する地元自治会長さんへ川俣地区の除染土壌等の受け入れについてお願いしたところであり、引き続き旧町内を含め、仮置場の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

３点目、「復興事業で住宅団地の造成を」の、「避難が長引く対応としての復興住宅、人口増の対策としての住宅団地事業をすべきではないのか」についてのご質問でございますが、東日本大震災の発生から、まもなく２年６か月となりますが、いまだに多くの住民の方々が、応急仮設住宅や借上住宅などで、これまでの生活環境とは程遠い不便な過酷な避難生活を強いられている状況であり、一刻も早く安定した生活を確保することが求められております。そのため町といたしましては、被災されている方々の一日も早い生活再建と暮らしやすい川俣町を実現するため、川俣町都市計画マスタープランに基づき、壁沢地内、面積約３．２ヘクタールの土地に県営の復興公営住宅の整備と併せて民間による活用等も視野に入れ、住宅団地の造成を促進したいと考えております。当該地は、以前、雇用促進住宅であった現在の壁沢住宅のわきを通る町道壁沢線、国道３４９号につなげることにより、国道３４９号から国道１１４号を通り山木屋地区へ、また、国道３４９号から県道原町・川俣線を通り、飯舘村等へ通行可能となるなど、通勤や通い農業などを行うにも大変便利な土地であると考えております。更には、高齢者等が商店街へ歩いていける距離でもあり、買い物にも便の良い土地であると考えておりますことから、今後、地元の皆様に丁寧に説明をさせていただき、皆様のご理解、ご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 答弁いただきました。山木屋地区のパトロール隊なんですが、これは原発事故において、２３年４月２２日の原子力対策本部の指示によって、山木屋地区が計画的避難区域になったというような指定を受けたわけです。議会でも

そのパトロール隊については議論された経緯がございます。避難しろと言った地域に、もう1回パトロールしろとはどういうことなんだということが、議会で当時だいた議論されました。しかし、このやはり避難しても、やはり生活していくのにはなかなか大変ではないかということで、名前をちょっと私も悪い言葉だかなんだか分かりませんが、失対事業みたいなものではないかと私は思っております。皆さん緑豊かな山木屋の今までいたところで生活していれば、何の苦勞もしてないのに、こういうふうには避難されているのが、現状でございます。それでですね、町としてはこの事業をやるときに何年ぐらいを目途に考えたか、ひとつお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 質問に答弁いたします。

山木屋住民が帰還するまでということで、考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これは私、後で質問するかと思ったんですが、私は当時の話をしているわけですね。当時、避難してパトロール隊を結成したときに、何年くらい町では考えたのかということを私は質問したんですが。ただ、漠然と臨時職員にするからやれよというような考えでやったのか、そういうことを私はお聞きしたわけですが。総務課長でなく、町長のほうからひとつ答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） パトロール隊については、先ほど答弁したとおりの内容でございます。何年くらいを考えているのかという質問でありますから、今、総務課長が答弁いたしました。これはふるさとを守るという意味では、まだ、避難解除にはなっておりません。そういう意味では、避難解除になるまでは、やっぱりこのパトロールというものは継続する必要があるだろうということで現在、考えているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私も避難解除までこの事業は継続をしていただきたいなと思っておりますが、この継続の仕方が今度問題なわけですね。今は、県の緊急雇用創出基金事業でやっています。今年も予算は付いておりますが、この予算を今、活用してやっているわけですが、来年もこの予算が来る可能性はあるのかなのか、お答え願いたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁いたします。

今のところまだ分かってはございませんが、継続できるように県のほうに働きかけていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そのようになれば結構だと思うんですが、これオリンピックも東京で開催されるようになったし、なんだかいろいろ福島県は大丈夫なんだというようなことを招致委員会の方も言って、だいぶかっているようですが、これ来年の

財源が保証されるかというのが、これなかなか私も難しいと思うんですが、それですね、この緊急雇用事業で、今の川俣町賃金支弁職員雇用管理規定の中でやっているわけですが、これによると町は3年、あとは1年間雇用できるというようなことなんです。問題は、この後なんです。あと1年や2年で山木屋に戻れるなんてことはないと思うんですが、その辺の考えはどういうふうに思っておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、平成27年6月までということで、1年間の延長はできることになっております。最高5年までということもありますので、その辺関係法律などを照らし合わせながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 最長5年と言いましたが、5年というのは臨時職員の中では、町の管理規程の中には私はないと思うんです。嘱託職員は、これ5年まで継続してやれる。これいろいろ町の職員の雇用管理規程もありますが、町は3年と言っていますが、地公法の中では6か月更新だということになっているんです。町は管理規程の中で3年、あと4年間はできるということになってかなり良いあれにはなっているんですが、それですね、この町の臨時職員のまま、これからやっていけるような何か規定とか、あるいはできるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

雇用期間を延長できる期間につきましては、慣例により、嘱託職員の期間を準用いたしまして5年までと扱っておりますので、その規程によりやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 嘱託と同じ扱いにするというようなことなんです。私はその後が心配で、皆さんパトロール隊の方も、「おらあとその後、なじょなんだべない」と。今まではみんな無我夢中になって町の臨時職員だと思って一生懸命にやっていたわけですが、それが町の管理規程でも変えると、これある程度労働基準法に基づいても該当するんです。そうすると、それをこの管理規程の中でやっていくとなると、労働基準法、これ国の国会の法律でも変えない限りはできないと思うんですが、そこら辺が総務課長も大変だと思います。そこら辺が難しいところなんです。それですね、町独自で雇用の基準を私は作ったって良いんじゃないかと、雇用予定の期間ですか、これ法に触れなければ、やはり雇用予定期間の第5条の3項の1、2はあるんです。これね。延長して雇用することができると。特別の資格又は免許を必要とする臨時業務補助員を雇用する場合とか。(2)は、業務の特性等により賃金支弁職員の雇用確保が著しく困難な職種で、総務課長が指定した職種に雇用する場合と。ここに3をですね、原子力災害対策に関してというようなことで文言をおいて、これ雇用の予定期間を延長するということはできないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

5年ということもありますので、当然、期間までできない場合については規約等の改正をしながら、関係法律などを照らし合わせながら検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 5年はやるというんですが、5年で帰られれば、解除になれば私もこれ良いなと思ってます。今の状態では帰られるような状態では決してないと私は思います。そのときの延長になったことも、やっぱりきちっと考えておかないと、これからパトロール隊の方、だんだんだんだん雇用期間が少なくなってきましたと、みんな不安なんですよ。やはり「おら今、町の臨時職員だからこれやっているけども、法令でいくと民間になったんでは、おらやんないぞ」となんて出てくると、やはりさっき町長が答弁したみたく、地域を守るのは地域だという、根底から狂ってくるわけですよ。そういうことでやはり町としても、今の状態で雇用できるような考えで私はやっていただきたいんじゃないかなと思います。これにはいろんな制約がございますが、まずはきちっと5年などと言わないで、やはりさっきも言ったとおり、避難解除になるまでやるんだということなんですが、その後が5年の避難解除になるまでが問題なものですから、やはりその辺きっちりとやっぱり今から考えておいていただきたいんですが、その考えはございますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

避難している方々の雇用の確保も含めてですね、また、パトロールの継続等も含めて、この今、議員お質しのように、現在の町の雇用規程では、期限が過ぎると限度がございます。その意味では、この原子力災害事故に関しての特別のを作って、その期間はともかくとして、そのことを明確にして、この雇用についてもしっかりと守っていく、また、地域を守るパトロールを継続するというような内容にしていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長はそういう考えでいるということは、力強いと思うんですが、これ恐らく私ね、なかなか5年過ぎたら、嘱託で5年過ぎたらなかなか雇用というのは難しいと思うんですよ。だから、やっぱりそういうことをきちっと考えておかないと。例えば5年過ぎたから今度民間に業務委託するんだとなってくると、また、いろんな問題がありますよね。今だったら消防自動車も運転できる、町の公用車も運転できる。民間になったら、これは町の公用車、消防車も全然運転できないですから。できないですよ。今、県の絆事業で山木屋の仮設におる方、以前は町の公用車を使っているいろいろやっていました、仕事をしていましたけど、これは絆職員の国の絆事業でやっている職員だから、町の公用車運転しないと、されないとことなんですよ。そういうふうになっているんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

絆については県の事業でございますので、運転はしてございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私は、そこで一番危惧しているんですよ。5年までやると言
ったって、5年まで待ってれば何とかなっぺなどという考えでは、私は今からき
ちっと考えていただかないとならない。これが民間に委託したら、又は県の緊急雇
用創出基金なんて来なくなったら、これは財源としては一般財源でやるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

県への要望については継続してまいりたいと思いますが、だめだとなれば、当然、
パトロールは継続していかなければならないと思いますので、一般財源というふう
に考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そのとおりだと私も思っております。民間に業務委託しますと
ね、今よりはかなり経費も多くなるんじゃないかと。20%くらい高くなるんじや
ないかと私も思っていますので、早い対策を私は期待しております。それでですね、
これは何と言ったって国の国策であった原発事故によってなされた事業でございま
すね。国は加害者であります。事業を終了するまでは、やはりこの予算をきっちり
と付けて、町は被害者の立場でやはり国、県に働きかけるべきだと思うんですが、
その辺の考えはございますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

当然、被害者の立場となって働きかけていきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 避難された挙げ句、地元を守るためにパトロール隊を結成され
て町の臨時職員とされて採用されて、今、一生懸命山木屋地区の皆さんが頑張っ
ております。これが、5年過ぎたらなんだったんだべと言われないうに、今から5
年なんていってもすぐですから。今からやはりきちんと今のような体制でいけるよ
うな考えで、町のほうもしっかり対応していただきたいなと思っております。この
質問は時間ありませんので、終わりたいと思います。

それで、2番目ですが、町内の除染についてでございますが、先ほど入札を行っ
て旧町内を2つに分けるということですが、仮置場の件ですが、これは2つに分け
て2か所に置くということなんですか。それとも各町内、自治会単位で仮置場を設
置しろという考えなのか、その辺お答え願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

旧町内の仮置場の件であります、旧町内については、議員お質しの2つの工区

に今になってございます。町としましては、工区ごとに仮置場の設置を目指してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これから考えるということなんですが、これ郡部と違って旧町内はどこにでも仮置場を置くような場所なんて私は考えられないと思うんですが、そういう場合にはどんなような形でやるのか。福島あたりみたく、ガイドラインのとおりやれば良いんだって言えばそれまでですが、やはり福島みたく自分の庭に置くようなことは決してないですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

そのようなことのないように仮置場を設置して、除染の推進にあたってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、課長がそのようなことは絶対ないというようなことなんですから、仮置場の場所も選定されているのかなと考えているのかと思うんですが、やはり今の町民の方は震災から2年半が経とうとしても、旧町内は依然として手を付けられない状態にいるわけです。町も子どものいるところは早く除染するんだと、妊婦さんのいるところは早くするんだと、旧町内なんては妊婦さんも子どももやった経緯が私はないと思っていますが、これは何と言ったって、これは別に私らは求めていた放射性物質ではございません。これは完全に国、東電の責任ですので、町民の協同の参加などと言いますけど、なんで被害者が加害者のものをやらなければいけないんだと私いつも不思議に思うんですよ。やっぱりこういうのもしかりと、やはり国有林なりなんなりきちっと置くように。こういう市街地なんて置くところないと思うんですよ、私は。そういうことを国では、中間貯蔵施設なんて待っていたんではいつになるか分からないので、やっぱりそういうことも考えた経緯はございますか、どうぞ。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しのそういう国有林等々についての考えがあったのかということですが、それについてはいろんな選定の中でいろいろと考えてきた経過がございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 考えた経過があったということなんですが、結局だめだったということですよ。やはりこれ25年度で入札したわけですから、今年度事業なんですが、仮置場の置く場がないまま、これ事業は遂行するんですか、どうぞ。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置場のないまま事業を遂行するののかというお質しであります、町のほうでは

仮置場の最低でも選定をさせていただいて、場所等が明確になった段階で実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 飛行機を買って滑走路がないようなものだから、これはしょうがないと思うんですが、ただですよ、今、町内の中でいつも言われているのは、いつになったらやるんだいと、私らは言われるわけですよ。仮置場がないからできないんだと言うしかないですね。そういう中で、これは余談ですけども、除染なんてしたってあれなんだったら、補償金でももらったほうがいいというのが現実なんですよ。これはできないことから、私はそれはちゃんとお話しますが、ただ、そういう空気が出ているわけですよ。だから、今年度やると言ったら、もう9月に入って10月になれば山は枯葉が落ちて、だんだん雪の舞い降るような季節にこの辺はなります。やはり寒い、例えば冬になっても、雪降っても除染作業はやるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

冬場の雪の状況でありますけども、今年、特に1月、2月等については雪等も多かったせいもありまして除染はしてございませんでした。雪の状況等もあります。また、寒さの状況等もあろうかと思っておりますけれども、今年と同様、来年の1月、2月等については、冬場の工事、除染については状況を見て実施をするということでありまして、今の状況からすると、冬場の除染というのはできないだろうということ判断をしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 課長もですね、本当に私大変だと思います。休みもなく働いて、町民からはいろいろ言われるしね。本当に課長大変だと私は思っております。今言ったとおり、冬はやらないということになってくると、やはり今年度はなかなかできなくなってくるのかなと。そうすると来年にずれ込む可能性もあるということですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの年度を超えるのかというお話であります、今のところは、昨年度、24年度の状況を見ますと、そのような形になってしまいましたが、25年度については3月20日工期ということで実施をするということにしておりまして、今の段階では何とか調整がつくものについては、年度内に完了していきたいと考えております。また、昨年、初めての除染ということで、いろんな段取りなり、いろんな部分についてはなかなか思うように進まなかった経過があるということで見えております。ある程度1年間、除染をさせていただいた経過がありまして、その経験といろんな状況等を踏まえて、いろんな3月年度内に完了できるというような方向で、今、計画等も実施をしてまいりたいと思っております。特に旧町内等につきまして

は、ある程度周り等も住宅地だということもありまして、ある程度除染の進捗状況も早く進むのかなと思っておりますので、今の段階から年度を超すというようなことはなかなか申し上げづらいところがありますが、年度内に完成に向けて頑張っ
てまいりたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 取り組んでいくということなのですが、これですね、やはり住民に仮置場を探せと、見つけろと、自分のところは自分で見つけろなどということ
で私も、なんで被害者が、加害者が汚したものにあれしなければならないんだと、
私いつも不思議に思うんですこれね。しっかりと町民に迷惑のかからないように、
早急に除染作業をしていただきたいと思い、この質問を終わります。

続いて、3番目に入らせていただきます。復興住宅の造成をということなのですが、今、町長のほうからいろいろいただきました。これを見ますと、マスタープランに基づいて壁沢地区に3.2ヘクタールの土地に県営の復興公営住宅を整備し、
民間に活用とあるんですが、県も今、復興公営住宅を500戸発注いたしましたよ
ね。残念ながら川俣町には1棟も来ておりませんよね。この間新聞に載ったよう
であります。飯舘村さんはあれだということで、飯野町に造るということな
のですが、この前まで町長は川俣精練跡地に20棟造るなどと言っていたん
ですが、これいつから県営公営住宅を壁沢のほうになったのか、ひとつその辺の設計をお答え願
いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁、誰になりますか。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町長の答弁にございました壁沢地区の県営の復興公営住宅につきましては、現在、
飯舘村さんで60世帯が希望しているということでございます。この入居者につ
きまして、そのほかの入居分ということで、入居を希望する住民の皆さんの要望に
応えるべく現在、国と協議を行っているところでございますので、ご理解を願
いたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、国と協議してというんですが、この壁沢というんです
か、場所について言わなかったんですが、飯舘村ではね、6月の議会でこ
ういうような話が出ているんですよ。川俣町に60戸程度、復興公営住宅を
造りたい。しかし、川俣町と南相馬に造りたいが、川俣町と南相馬には候補地
が見つからないことから、最後の協議を重ねているということなのですが、
そういう協議は重ねているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

川俣町の復興住宅につきましては、議会でも何度もお話をしておりますが、川俣
精練の跡地のほう、現在、解体等、土壌調査入っておりますが、そこには山
木屋地区の復興住宅を造るということで、現在も国のほうとその協議を進
めているところ

でございます。また、今、お質しの壁沢地区につきましては、これも前に申し上げておりましたが、飯舘村からの要望も出されておりますので、これも県のほうと国とも協議を進めておりまして、それぞれの担当の中で話し合いをやっているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そういう協議をしているということなんですが、いつころからそういう協議をしているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しの飯舘村で60世帯という復興公営住宅の協議につきましては、去る4月15日に国、県、飯舘村と川俣町とで現状の確認などの事前の打ち合わせを行ったところでございます。その4月15日の全体の打ち合わせ以降は個別に協議は進めておりますけれども、今後、正式に個別の部会を設置しながら、建設に向け協議をしていくこととなるので、現在のところそういった状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 復興住宅と言っても、公営住宅は国の復活プロジェクトですか、前から国のほうで言ってますね、復興庁で。8分の7補助だと。あと8分の1は、町の家賃が入るといような制度ですよ。そういう制度の中で、復興住宅、公営住宅というのは、公営住宅法に基づいてやらなければならないから、なかなかこれ造って入居しても、いろいろ制約があると思うんですよ。人数によって、収入によっていろいろあると思うんですよ。それで私はそれで県でやるんだから構わない。それによっては低層のものもあれば、高層のやつも公営住宅はあるわけですよ。災害についてただ公営住宅造れば良いんだというのも、これは県でやるんだから構わないんだけど、私から言えば、それは構わないと思いますが、今、川俣町で避難されている方、山木屋の人も含めてですね、いろいろ求めているのは、やっぱり自分の家がほしいんですよ。それが今、川俣町に避難されている方、他町から来ている方も一番求めているのはそこなんです。県だの国で復興住宅、公営住宅造るんだと。公営住宅などというのは、結局町の町営住宅の延長みたいなものですから。やはり1戸建てがほしいんだというのが山木屋のアンケート調査でも明らかであります。そういうことで、町の独自で、町のこの災害によってなったことなんです。町が独自でそういう宅地造成とか、それをする気がないのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁、早く願います。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） ご質問に答弁をいたします。

町での避難者の宅地造成ですね、住宅のための宅地造成の考えはないのかという質問でございますけれども、現在、町ではそのような考えは、宅地造成については考えておりません。一方、民間の活用などを視野に入れた良好な住宅地の供給を誘

導するような、そういった方向で検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 民間、民間って民間にあれすると言うんだけど、こんな災害のときに、今、こういう求めている方がかなりいるわけですよ。そういう中で、今、町の中の噂分かりますか。川俣は何にも復興事業なんてやっていないんじゃないかと。毎日新聞見たら、みんな他の市町村ではいろいろやっているんでないかということをもう町民の方が言っているわけですよ。いいですか、昨日たまたま私、あつー昨日か、福田の方で名前を言っても私構わないと言われたから、でも、言いませんけども、この方、ユアテックにお勤めになっていた方で、東北一円歩いておりました。原発立地のほうにもいろいろ行っておりました。その方が、浪江の方とだいぶ親交がございまして、「おら川俣に住みたいんだ」と。浪江は、いわきに仮の町を造るなどと言っているけど、おらは川俣に住みたい。なんでかと言ったら、114号線沿いに住みたいんだということはかなり浪江の方が言っている。山木屋の方も戻る方、また、こっちや来る、町内に住みたいという方もいますので、山木屋の人も含めながら、そういう声がいっぱい出ている。今ここで何にもしてないと、本当に人口はますます減る一方じゃないかと思うんです。逆にそういう方を受け入れて、人口を増やすのも町の方策だと思うんですが、そういうことを町長は考えたことございしますか、どうぞ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

復興住宅団地等については、議会からもお質しがございします。それについて、我々も検討を加えてきております。先ほど質問ありました8分の7の国庫負担の造成につきましても、これほど良いことはないんでありまして、国のほうでもやっておりますけれども、これは川俣町に該当しないというようなことの話もいただいておりますので、それについてもご理解いただきたいと思ひます。今、お質しの件につきましても、復興住宅について、まず、山木屋の皆さん方の希望をかなえるために、今、国のほうと協議を重ねております。具体的になりますと、なかなかそのとおりいかない面もありますので、今後、それを地元の皆様とも話を進めるまでの資料と言ひますか、検討なりを深めて、国、県の考え方を今、質しているところでございします。また、飯舘村につきましても、60戸の要望が出されていることも事実でありますから、これは県のほうにも上がっておりますので、先ほど答弁したようなことで、その3者の話し合いもしているところでございします。今、形になって見えないうようなお話でございしますが、私もそのように気がもめているところでございしますが、それを早く進めたいという思ひは同じでありますので、しばらく時間をいただければと願うところでございします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 国、県などと言っているうちに、だいぶ震災後は来ることない

ような大臣だの副大臣だの雨後の竹の子のようにわさわさわささと町内においでになったようでございます。政権替わったから来ないんだかなんだか私は分かりませんが、今、来ているところ、政府の要人とか大臣が来ているところ、復興やっているところは来ているんですよ。川俣町何もやっていないから来ないんですよ。やっぱりきちっとした復興事業を私はやるべだと思うんですよ。ましてやみんなこれ町民の方、山木屋の方を含めながら、他町村の方も川俣に住みたいんだと。福島に行かなくて川町に住みたい。川俣だって、この辺だと。福島との境あたりに住みたいと。やっぱり結構見ているんですよ、皆さんね。福島市だって、いいですか、自主避難者している人のためにですよ、子育て定住支援賃貸住宅を造るんですよ、もう。どんどんどんどん他の市町村は進んでいる。我が町だけ何にも復興事業をしていないというのは私非常に残念だと思います。いいですか、町長、この前の雑誌というのか本に掲載されたものをちょっと私今、抜粋してきたんですがね。町長はこういうことを書いている。町の人口減少が気になっております。町外に移住した町民は156名、うち子どもが73名です。県内で人口の減少率は川俣町が最も多くなっており、なんとか歯止めをかけなければならないと、雑誌でこれ答えているわけですね。インタビューに載っているわけです。こういうことを言いながら、何もしないという手は私はないと思うんですよ。それこそ宅地造成をして、やはり他町村の人も町内の人も受け入れて人口を止めると、増やすという政策をしないと、なかなかこれ除染作業が終わって、ああ終わったわい、あらららら、川俣町は何も残らなかった。何やっていたんだい、ごみ整理をやっていたのかいと言われて終わりだ。そういうことを町長考えていますか、どうぞ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

川俣町の今、議員お質しのような内容の思いは、私も当然そのような思いで町政の執行に当たっているところでございます。先ほど申し上げましたが、壁沢の復興住宅等も含めて、川俣町は子育て支援、そちらのほうを含めて、そこをやっていくんだというようなことで、県のほうとも話をしております。今、山木屋の皆さん方が、一番、住民の方と話をしますと、子育てをしている人たちが今、悩んでおります。そんなことで、その受け皿を造らなくては、私は山木屋の復興計画は進まないだろうと思っておりますので、それらについても、お質しのようにそのことを中心に復興住宅についても考えていくことで、国、県のほうに今、協議をしていることもご理解を賜りたいと思います。なお、今、お質しのようなことについては、私も基本的にそのような考えで今、進めているところでございますので、ご理解をいただきながら、今の復旧・復興事業について、それを加速をしながら、それを動かしていけないとなかなか前に行かないのが現実であります。しかし、なかなか相手もありまして、それを理解させていく努力ももっとやれというようなお質しだと思っておりますので、その辺も踏まえながら、国、県の方にも強力に求めて、対応・対策を深めていきたいと思っています。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 昨年の9月議会のときにもいろいろ営農団地の問題、西部工業団地の問題、中心市街地の問題出ました。残念ながら、あの議会は通らなかったんですが、あのとおりにやっていればもう1年経って、それこそ国、県に申請する時期だったのではないかなと、私非常に残念に思っております。町長ね、町長も政治家ですから、会津出身の総理大臣の椅子を蹴った伊東正義さんの言葉でこういう言葉があります。いいですか、政治家は何になるかではなくて、何をするかですから。正しく今、その何をするかなんですよ、町長は。町長以外に誰もできないんですから、川俣町の方は。だから、そういうところをきちっと考えたことありますか、再度。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

全く崇高な精神の政治姿勢だと思います。私もそのようなことを肝に銘じて、町政執行に当たっていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） やっていくということなので、私たちも期待するしかないですよ。町長さんあのまだ時間ありますから、私も精一杯やりますけども、やはりあのよく昔の人言ったもんだよね。記録に残るよりは記憶に残ったほうが良い。あのときの町長は大したもんだなと。古川町長は大したもんだなと言われるくらいのやはりこれからまだまだ遅くありませんので、やっていただきたいと思うんですが、その辺の決意をひとつ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま答弁したとおりでありますので、そのような気持ちを大切に今後町政の執行に当たっていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。 (午後0時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き、鳴原利光君の一般質問を続けます。
鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） いろいろ私の質問に対して、いろいろ町長からもいろんな答弁がありました。前向きな回答は1つもなかったと私は理解しておりますが、復興事業、今、県内でもいろいろやっていますよね。いろいろ住宅ばかりが復興事業でないと思うんですが、福島市でも今、美術館では、我々一生に1回も見られないような伊藤若冲展もやっていますね。会津若松では、八重の桜にちなんで新島八重の銅像

も完成したようでございますので、避難されてない自治体でもいろいろと事業を展開しているようでございます。これ私も昔ちょっと聞いたことあるんですが、最近、テレビでもやりましたけどもね。町長、長崎原爆

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○4番（嶋原利光君） 長崎原爆で、長崎市民がみんな落ち込んでいるときに、当時の市長、何か市民に勇気と希望を与えようと言った事業、何という事業だか分かりますか。これはですね、皆さん長崎に行ったことがある方分かると思うんですが、あの高台の稲佐山ロープウェイありますよね。あそこにロープウェイを架けて、夜景を見て、市民に夢と希望を与えるという、当時の市長、大構想ですよ、民間を含めてですよ。さっき町長民間とやればいいんだなどと言ったけども、民間と一緒に行政をやるべきだと私は思っています。そのくらいのやはり復興するためには、しっかりとしたりやっぱり首長としてやっていただきたいと私は思うわけでございます。それでですね、過去にも本町では住宅営農団地ですか、国まで要望書を出した経緯もございます。残念ながら議会ではいろいろあつてあれだったんですけども、これからでも遅くはないと思います。やる気があるなら、前向きに検討する気があるかどうか、町長に再度ご答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 嶋原利光議員の質問に答弁いたします。

今の質問につきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、住宅団地等、これを8分の7の国の補助というようなことについては、川俣町は該当しない状況でございますので、こっちでもやりたくとも、それはできない状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 町長その話ではなくて、川俣町のこれからの先のことを私質問した経緯なんです、公営団地の話になってすり替わっちゃったみたいですが、本町も合併しないで自立をしようという道を選んだことですので、やはり自立した以上はですね、町長、やっぱりこの期を逃してはなかなかこれから町の発展は、私はないと思っております。最後に一言私に言わせてください。自立した川俣町、自立が自滅にならないよう、しっかりと舵を取っていただきまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で4番議員 嶋原利光君の一般質問は終了いたしました。

次に、5番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 5番 高橋道也です。東日本大震災と原発事故の発生以来、2年6か月になろうとしています。その間、町は町民の安心・安全のための施策に追われてきたのが現状であり、町民のニーズに応えるよう努力してこられたと思います。ただし、対策の遅れ、対策を聞くだけでやらないなどから、町民の目にも、私の目にも適切な対応をしてきたとは思えません。これからどんなことをしていくのか、将来を見据えた町の施策に対しまして、次の質問に移りたいと思います。

大きな1番目、川俣町の住宅除染の現状について。(1)24年度の除染は完了したのか。(2)仮置場の現状はどうなっているのか。(3)25年度の除染はどうなっているのか。(4)農地などの用水堀の除染を行うと聞いているが、その計画は。

大きな2番目、放射能から子どもたちを守る施策と子育て支援についてであります。(1)川俣町の子育て支援策は。(2)放射能被害から子どもたちを守る施策は。(3)町外へ避難している子どもたちへの支援策は。

大きな3番目、避難者のための住宅団地の造成は考えているのか。

以上であります。明解なる答弁をよろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 5番 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、「川俣町の住宅除染の現況について」の(1)「24年度の除染は完了したのか」についてのご質問でございますが、平成24年度の事業で進めてまいりました福沢、小島、飯坂、大綱木及び小綱木の各地区の除染につきましては、仮置場の確保など、地域の皆様や関係各位のご理解とご協力をいただき、更には各企業体の真摯な除染作業により、ほぼ終えることができました。大綱木地区の除染については、2月28日に完了し、その他の地区では平成25年度へ事業の繰り越しを行い、平成25年7月末に福沢地区、小島地区及び小綱木地区が完了したところであります。また、飯坂地区においては、花塚の里ちびっ子天国の除染業務について林野庁と協議した結果、町で実施することとなったこと及びそれに伴い仮置場が不足するため、飯坂第3仮置場の造成等が必要となったことから、工期を延長したところでありますが、10月末までには完了する予定となっております。

次に(2)「仮置場の状況はどうなっているのか」のご質問でございますが、先の4番議員 鳴原利光議員へ答弁したとおり、今年度実施する地区の仮置場につきましては、福田地区は秋山字長大田地内に1か所、小神地区は下戸内山と道合内に1か所ずつ、合計2か所を設置する予定であり、また、鶴沢地区では候補地を選定し、地域への説明を行うなど、現在、調整及び用地確保に努めているところであります。川俣地区については、地形や住宅の関係などから仮置場の確保が困難な状況にありますが、現在、1か所について地元行政区さんと調整を行っており、今後、説明会を開催し、地域のご理解を得ながら、仮置場の確保をめざす考えであります。また、旧川俣地区は、仮置場1か所だけでは不足するため、昨年度設置し、未利用地がある地域の仮置場の利活用を視野に入れ、先般、該当する地元自治会長さんへ川俣地区の除染土壌等の受け入れをお願いしたところであります。除染作業を実施するためには、除染土壌等を置く仮置場が不可欠であります。このため町では除染の推進に向け、地域の皆様に丁寧な説明を行い、皆様のご理解とご協力をいただきながら、引き続き仮置場の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に(3)「25年度の除染はどうなっているのか」についてのご質問でございますが、平成25年度の除染につきましては、先の4番議員 鳴原利光議員へ答弁したとおり、8月23日に旧町内、鶴沢、小神及び福田の各地区にかかる除染業務の

入札を行い、8月26日付で鶴沢地区、小神地区、福田地区、更に旧町内については川俣地区第1として広瀬川から西側分、川俣地区第2として広瀬川から東側分の全5工区において平成26年3月20日を完成工期とする契約を締結したところでございます。地域の皆様には仮置場の確保など、引き続きご理解とご協力をいただきながら、これまで実施した除染の成果と課題を踏まえ、徹底した除染に取り組んでまいりたいと考えております。

次に(4)「農地などの用水堀の除染を行うと聞いているが、その計画は」についてのご質問でございますが、農用地内の用排水路の除染につきましては、平成25年1月30日付で福島県農林水産部から通知のあった農業用排水路等除染業務委託設計積算上の留意事項についてに基づき、除染を実施できるようになったことから、平成25年度に実施する生活圏の除染から設計に組み入れ、発注したところであります。平成24年度に生活圏を除染した区域については、本年度中又は平成26年度に用排水路の除染が実施できるよう努めてまいります。

次に、「避難者のための住宅団地造成は」についてでございますが、避難者のための住宅団地の造成は考えているのかについてのご質問でございますが、避難者のための住宅団地の造成につきましては、先ほど4番 嶋原利光議員に答弁したとおり、川俣町都市計画マスタープランに基づき、壁沢地内に面積約3.2ヘクタールの土地に県営の復興公営住宅の整備と併せて民間による活用等も視野に入れ、住宅団地の造成を促進したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 5番 高橋道也議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2点目でございますが、「放射線被害から子どもたちを守る施策と子育て支援について」の(1)「川俣町の子育て支援策は」についてのご質問でございますが、川俣町の将来を担う若い子育て世代が安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境を構築することは、川俣町が将来に向けて発展し続けるための最重点課題であると認識をいたしております。このことから、平成17年度に策定いたしました前期計画並びに平成22年度に策定をいたしました後期川俣町次世代育成支援地域行動計画に基づきまして、子育て家庭のニーズに対応した各種子育て支援につきまして、鋭意取り組んでまいったところであります。その支援策の概要を申し上げますと、母子保健対策といたしましては、すべての妊婦を対象とした15回までの妊婦一般健康診査にかかる費用の助成を行うとともに、妊産婦の訪問指導、あるいはまた健康相談や健康教室、そして、乳幼児の予防接種などの実施と、その充実に努めてまいりました。また、多様な保育サービスの充実といたしましては、すみよし保育園における午前7時から午後7時までの延長保育及び休日保育の実施をはじめ、通常保育に加え、夏期、冬期等の長期休業中に実施している川俣南幼稚園における午前7時から午後7時までの預かり保育、更に、一人っ子や共働き家庭への

対応といたしましては、小学生の学業指導や放課後等の健全育成を目的として開設しております放課後児童クラブ及び地域の人々の協力を得て、学校や地区公民館を会場として開設いたしております「放課後子ども教室」、そして、土曜、日曜日を中心に指導をいたしております「子どもの居場所づくり事業」など、多様な保育サービスを提供し、子どもの健やかな成長と健全育成に努めております。これら子育て支援に伴う経済的負担の軽減策といたしましては、児童手当の支給をはじめ、2人目以降の保育料の軽減や保育奨励金の交付、あるいはまた平成24年10月から開始いたしました18歳以下の子どもに対する医療費無料化拡充など、各種経済的支援を図ってまいったところであります。また、子育て親子の交流の場と子育てに関する相談や情報提供を目的として実施している事業といたしましては、子どもとみんなの広場や子どもの一時預かりなどの支援を実施しております、ファミリーサポートセンターへの助成など、多様な事業の展開と併せ、幅広く子育て支援の充実に努めているところであります。今後とも将来を担う子どもの子育て支援につきましては、しっかりと対応してまいる考えであります。

次に、(2)の「放射線被害から子どもたちを守る施策は」についてのご質問でございますが、福島県におきましては甲状腺検査をはじめ、県民健康管理調査を実施するなど、県民の健康管理に努めているところでありますが、本町におきましても、子どもが放射線による健康被害の影響を受けやすいことを踏まえまして、子どもの命と健康を守るため、被災以来、いち早く幼稚園、保育園並びに小中学校等の除染作業を実施し、放射線の提言に努めてまいったところであります。具体的な取り組みといたしましては、ご承知のとおり、ガラスバッチによる外部被ばく検査の継続実施やホールボディカウンターによる内部被ばく検査をはじめ、給食食材の安全性の確保のための食品内放射線線量測定などを実施いたしまして、その結果を保護者に通知するとともに、測定結果の説明や健康相談会を開催するなど、保護者の不安解消に鋭意努めてまいったところであります。また、子どもの心身の健康とリフレッシュを図ることを目的とした「川俣子どもハッピースクール事業」をはじめ、親子での宿泊による「親子のびのびリフレッシュ事業」、更には県外におけるスポーツ交流活動など、幅広い事業を推進することにより、子どもたちの心身の健康の保持とリフレッシュに努めてまいりました。しかしながら、東京電力第一原子力発電所の事故からまもなく2年6か月となる現在におきましても、放射線による健康への影響に関する心配は、いまだ払拭されるまでには至っていないのが現状であります。教育委員会といたしましては、今後も町保健センターとの緊密な連携を図り、これまで実施してまいりました各種対策、対応を継続するとともに、将来を担う子どもたちの健康管理につきまして、積極的に取り組んでまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)「町外へ避難している子どもたちへの支援策は」についてのご質問でございますが、一昨年に発生いたしました東日本大震災並びに東京電力第一原子力発電所の事故によりまして、本町の一部が計画的避難区域の指定を受け、多くの町

民が被災し、苦しみ、今なお、不自由な避難生活を送っておられることは、我々周知のとおりであります。特に山木屋地区の皆様は住み慣れたふるさとを離れ、現在も仮設住宅等での生活を余儀なくされており、心を痛めているところであります。教育委員会といたしましては、原発事故により避難した区域外就学児童等につきまして、避難先の子どもたちが不安を抱えぬよう、絶えず情報の収集に努め、避難先の学校と緊密に連携を図り、きめ細かな対応をしまいたところでありま。この間、本町における各小中学校が実施しております調査等によりますと、県外に避難している児童、生徒及び保護者との連絡はしっかりと行われており、避難先でも安心して学校生活を送れるように、主に元担任教師やクラスメイトとの手紙の交換も頻繁に行われており、避難児童への心の支援を行っているとの報告を受けております。また、東電の事故に伴い、避難されている方々に直接提供することが困難な事務などにつきましては、平成24年1月に実施されました「原発避難者特例法」によりまして、川俣町を含む県内13指定市町村から住民票を移さずに避難している子どもたちに対しましては、乳幼児、妊娠婦等への健康診査、保健指導、予防接種に関する事務をはじめ、保育所入所や児童、生徒の就学に関する事務等につきまして、避難先市町村が主体となり実施されておりまして、避難先市町村との綿密な連携を通しまして、適切なサービス提供が受けられるよう鋭意務めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 大きな1番の(1)、ほぼ完了したということなんですけども、飯坂地区が10月末までかかるということなんですけども、結局24年8月23日に発注してから、結局1つは年度内に終わった。あとの4か所については7月いっぱい、10月末までかかるということになりますと、ほぼ1年除染に費やすことになると思うんですね。それで、先ほどの嶋原議員に対しての答弁では、3月20日工期だから、そこまでは完了したいと思うというようなことを言っているわけなんですけども、実際言って24年の除染の結果から見ても、まず、間違いなく25年度中にできるとは思えないんですね。それで、議会に対しての答弁の中で、できないことをやるということが、本当にこれから半年後だからということで、その責任ある答弁になるのかどうか。私には当然、冬の2か月はできないということは4か月しかない。その中でできるということは保証できない。実際言って大綱木地区は100ちょっとの戸数だったんですね。今回、一番少なくとも200いくらの戸数があるわけですよ。そうすると、できるって、やりたいと思うでは、工期として本当に町の入札に対して工期を決めて出す、その責任を果たしているのかどうか。だから、この確かなことをやっぱり議会ですから答えていただきたいと思います。けども、だから、その3月末には本当にできるのかどうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの25年度発注部分について、年度内に終わるのかということであり

ますが、先ほど答弁させていただいた経過でございますけれども、大変あの厳しい状況ということは理解をしております。ただ、今の発注した段階の中で、あくまでも年度事業というようなところも1つあります。そういう趣旨から踏まえて、なかなか今の発注した状態の中で、年度を超すようなお話をするのはなかなか難しいというようなことで、答弁をさせていただいた経過がございます。そういう趣旨で、先ほど答弁をさせていただきました。今、議員お質しの昨年の除染の状況を見て、25年度本当に3月で終わるのかというようなお質しでありますけれども、それについては今の状況では何とも言えないところがあって大変恐縮なんですけれども、難しいということでもあります。というのは、これから事業所が発注になりました。今、一生懸命事業計画を立てております。戸数も分かります。あとはいろんな諸条件も整ってくるかなと思います。そういう意味で今、実施事業計画等々を立てているところでありまして、それについてももう少し町のほうでも確認をして、本当に3月で終わるのか、あとはどうしても年度を超すようなことになるのかということで、もう少し時間をいただきたいなと思っております。そういう部分で事業計画が挙がり次第、議会の方の方々にもご報告を申し上げたいと思っておりますけれども、今の状況で年度を超すというようなことでは、ちょっとなかなか答弁をさせていただくのは難しいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 課長の口からは本音と建前で、本音はもう今年度中には無理だろうと、来年までかかるなということは思っているんだとは思いますが、ただ、建前上、その期間で言わなくちゃならないということで言っているんだと思います。ただ、実際、本当に結果が分かることをいつまでもここまでやるんだと言っても、それはだれにも理解はできないんじゃないかと思います。だから、その辺のところは、やっぱりこれからまだいろんな除染の計画とか、これからあると思うんです。24年度やった分の再除染なんていうのもあるわけですから、そういうときにやはりきちんとした計画を立ててやっていただきたいと思っております。

あと(2)番の仮置場の状況はどうなっているのかなんですけれども、なんか25年度の答弁が来たんですけど、私は24年度のを大体追い込みを完了したということで、24年度の仮置場の現状を聞きたいなと思ったんですけども、これはですね24年度の仮置場の状況は、ほとんどがもう完了しているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

24年度の仮置場につきましては、飯坂地区の町長答弁のほうにもありましたけれども、第3仮置場ということで、3つ目の今、仮置場を造っているところでありまして、そこに花塚の里の部分、あとはもう少し状況によって積み直しもありましたので、そういう部分で第3の仮置場を造って、24年度の工事については、もう1つ残っているということでもあります。福沢地区については1か所、小綱木地区に

については2か所、大綱木地区については1か所、小島地区については2か所、あと飯坂地区についての今、今度3か所目という話がありましたが、そのうちの1か所については終わりました。実は第2仮置場について、いろいろと地域のほうからもお話をいただいて、ちょっと積み直しをさせていただいている経過もありますので、24年度は飯坂地区の第3仮置場と第2仮置場の一部が今、動いている状況でありまして、以外の7つの仮置場につきましては、完了をしているところであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 川俣町の除染計画の中で、仮置場については完了した時点というか、仮置場の監視委員会を作るというふうになっているはずなんですけども、この完了した部分について、監視委員会を設置はしているのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置場の監視委員会につきましては、仮置場ごとに設置をするというようなことで進めた経過がございます。それで、24年度分の仮置場につきましては、今、議員お質しの7月末で終わったところについての監視委員会等ではありますが、大変申し訳ありません。今、遅れております。それで今月中に委員の選定等について、地区のほうにも下ろさせていただきながら今、進めております。9月中には仮置場の監視委員会、各地区のほうに立ち上がりまして、推進方をしていきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） なんかね、話を聞いていると、先ほどから前議員の質問に対しましても、実際に言ってこっちが質問すると、その後で作るとか、あとはやるとか、なんか取って付けたような話になっているような気がするんですけど、実際に言ってその監視委員会を作るという、最初から計画の中に入っているわけですから、それはねもう仮置場が完了すると同時に監視委員会が機能するような、もう仮置場はできているわけですから、その間は監視委員会は全然やっていないということになるわけですから、やっぱりできたときにはもう監視委員会は動くんだというようなやり方をしないと、なんか質問にあったからこう答えっぽいという形で、なんかこう行き当たりばったりの答弁のようにしか聞こえないんですけども、もうだからない、私もやっているけど、すべてがそんなような返答になっちゃうのね。実際言ってね前回の質問でもなんだけど、その除染計画というものに基づいて、本当にやっているのかどうか。実際ね、子どものいる世帯と普通の世帯では50%と60%という目標があったはずなんですよ。それは今回、24年度の発注した世帯で子どものいる世帯が特別に60%減らすからと言って、そのやり方を何か特別なやり方をやりましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） お子様のいらっしゃる世帯等々の除染の計画の中での50%低減、60%低減というパーセント低減の部分ありますけれども、そ

れに伴います除染の中身についてですね、違うことを実施をしたのかというお質しでありますけれども、それについては、ここはお子様のいる家庭なので丁寧に、あと通常のところはやらないみたいな、そういうところはありません。町の除染計画仕様書に基づいて、同じような状況で除染の作業は当たらせていただきました。

以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） ということはですよ、子どものいる世帯もいない世帯も同じような除染をしたんだということですよね。だったらですよ、この50%、60%というのは、やっぱり50%よりも60%、10%多く除染しなくちゃ60%の除染を到達することはできないと思うんですよ。そしたら、一番最初の大元になる除染計画にそれをうたっていないながら、子どもの世帯に対しても普通の世帯に対しても、同じ除染の方法でやったということになると、この60%、50%なんていうのは、最初から出さないで、50%で良かったんじゃないですか、これ。違いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

その50%、60%というパーセントでありますけれども、同じようなことでやるならば50%で良かったのではないかということではありますが、1つは、町の方の除染計画を作成するうえでは1つの基準がありまして、それに伴うものと言いますのは、国がお示しをした1つのガイドラインといたしますか、そういう部分があります。そのような趣旨で、まず、やらさせていただいたわけでございます。あと先ほど私のほうで答弁を申し上げましたが、その50%、60%の除染の違いはというところがありましたので、同じような仕様でやりましたというような答弁をさせていただきました。あと、もちろん除染の途中、状況等でありますけれども、それは空間線量を図りながら、又は表面汚染密度と言われますが、c p mというか、放射線の数を図るものでありますけれども、それについてもその現場、現場に合わせながら、一つひとつ確認をして、まず、やらさせていただいた経過がございます。そういう意味では、50、60という1つの数字がありますけれども、町のほうではその線量等々については十分注意をして、除染の中身ですね、もう少し除染をしないと表面汚染密度であれば、1つは1,000 c p mという、1つの1,000という数字を基にしておりますが、町ではその半分の500になるようにまず除染をさせていただきました。それで、500にならない場合には、5センチ剥ぎ取りの部分についてはもう少し剥ぎ取りをして500以下にしようというようなところで、一つひとつ各個人のお宅の部分の除染の手法については、個々調整をしながら進めてきた経過がございます。そういうことで、除染の中身について、すべて統一というところではなくて、あそこの汚染密度といたしますか、空間線量等についても、十分各家庭のお家の状況を見させていただきながら除染に当たったというところでご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君）　すみません。その点もこれから25年度の除染地区が発注になったばかりなので、その辺も頭に置きながら、25年度の除染はしっかりとやっていただきたいと思います。それで、あと25年度の除染はどうなっているのかですけども、これも実際、入札日というのは去年と一緒なんですよ。去年も8月23日ですよ。今年も8月23日、やっぱり24年度にやってできなかったということをやっぱり反省してないと思うんですよ。反省していれば、冬場の2か月を除いて4か月ないし5か月しかない、その中でできないということは大体分かっているわけですから、もっと早めの対策というものが必要だったと思うんです。私はずっと議事録や過去を開いて見ますと、もう去年の9月から来年はまた苦勞するよと。だから、今年度中に仮置場くらいはせめて選定し終わって、年度の初めに造成を終わって、すぐ出せるようにしないとだめですよというようなことは、再三にわたって言ってきたはずなんです。それがやっぱり今年もこういうふうになってしまったというのは、やっぱりどうも動きが鈍いというか、役場のほうの対策が、やっぱり後手後手を踏んでいるのかなと思わざるを得ないんですよ。これはやっぱりもう終わっちゃったことです。今までのことを先に戻るわけにはいかないわけですから、これからしっかりとやっていただきたいと思います。

（4）なんですけど、用水堀の除染を24年度中の分のやつを改めてやるということなんですけど、これの仮置場はどうするんですか。

○議長（佐藤喜三郎君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口　進君）　質問に答弁を申し上げます。

農業用用水路の除染の関係でございますが、その仮置場については、平成24年度の仮置場、今、先ほど7か所ができておるといような話をさせていただきました。各地区の部分で仮置場のところに、出来ている仮置き場のところにある程度隙間等がございますので、隙間という表現申し訳ございません。少しまだ未利用地がありますので、そこになんとか搬入は可能だろうという理解をしております。というのは、各地区の用水路の関係の延長と言いますか、それもある程度調べ上げていただいております。そこから発生する汚染土壌等もどのくらいになるのかある程度見させていただいております。その部分について調整方をしたいと思っております。あと仮置場によっては、若干どうしても入らないというところもあるかと思っております。それについては、新たに農業用用水路の仮置場として新たに設置のほうを地区にお願いをしながら進めていきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋道也君。

○5番（高橋道也君）　大きな1番の質問は、これで終わりたいと思いますが、なにしろこれから25年度をやるんだということなんで、やはり24年度の反省をきちっと踏まえて、25年度はしっかりとやっていただきたいと思います。

それで大きな2番の子育て支援のほうに移りたいと思います。なかなかこの子育て支援も、今、川俣町の現状を見ますと、子どもの数、実際言って去年生まれた人

の数が74人、その前が63人、その前が102人、22年度が102人という数字が出ております。極端に震災以来、出生数は減少しております。こんな中で、やはりどの町村とも同じような施策をぶっててもですね、いつまで経ったって子育て支援、川俣町独自の支援策を講じていかなかったら、これ以上どんどんどん下っていく一方になっちゃうと思うんですね。実際に言って私が中学校に入ったときは、川中の合併のときで、こんとき400人いましたよ。それから、今の子どもが生まれている人が中学校に行くわけですから。それから30数年、40年で、もう60何人とか70人の世界になってしまった。これだけ減っているわけですよ。だから、やはりね川俣町の独自の政策をこれからぶっていかなかったら、どんどんどん減少していったって、川俣町は子どもが本当にもう川小1つで間に合うというような町になっちゃうんじゃないかと思うんですよね。だから、今までやってきたことは構いません。だから、これから何をやっていくのか、そういう計画はあるのかないのか、それをお聞かせ願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 高橋道也議員の質問に答弁いたしますが、現在今、対応、対策については、一応説明させていただきたいと思っておりますけれども、これからもこの内容を充実しながら、この川俣町独自の政策等を含めての現在、施行を実施しているのでありますけれども、今、お質しのように、子どもが少なくなっていること自身、我々も十分それは感じているところでございます。そんな意味で、川俣町で安心して子育てができる環境を支援策をしっかりと取っていかうということで、先程来答弁した内容になっておりますので、私どもも教育委員会と一体となった子育て支援については、充実を図るということで考えて進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） なんかね、今の町長の答弁ですと、なんか今までのことをきちっとやっていくんだと、それで十分なんだというように聞こえるんでありますけれども、私はそれではね、全然川俣町の子どもたちを増やしたりとか、現状維持をずうっと続けるとか、そういうことは不可能に近いのではないかと思うんですよね。実際に言ってこの福島県で出しているね15歳未満の人口、こどもの日にちなんだという資料があるんですけど、この中でこの白抜きの部分、これは10町村あります。これ一番少ないほうから10町村の白抜きです、これ。子ども率が少ない。14歳以下の子どもたちが少ない率が、10町村。その中で会津地方に8町村あります。それで、中通りに3町村。川俣町がそれに入っているんですよ。川俣町、葛尾村、川内村です。恐らく7～8番目、このパーセントからいくと7、8番目なのかなと私は思っていますけど、こういう現状にあるわけですよ今。だから、もう早急にこの子育て支援は対策をしていかないと、もう本当にどうしようもなくなると思うんですよね。それでですね、町長にちょっと提案があるんですけど、この成果の概要を見ますと、24年度の見ますと、第3子以降に出産祝い金を1万円出してい

ると。これ一時金ですよ。それで、去年第3子が生まれたのが17人、17万円の補助ですから17人なんです。そうしたらね、こういうものをやはり月ね、もう第3子には月2万円出すとか、第4子になったら3万円出すとか、そういう考えはございませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

子育て支援策については、川俣町は保育園料の免除も含めて、第2子、第3子以降等についても、私はよその方からも充実した内容で今までも過去も含めて取り組んできているように思っております。しかし、それだけでは、今の現状が打開できないのではないかなというようにお話であると同って、今、聞きました。そんな中で、この3子1万円出しているということではありますが、それを増額しながらこの子育て支援策をする必要があるんじゃないかなというように質問でございますけれども、これからのこの子育て支援策につきましては、就学児も含め、また、それ以下の子どもも含めて総合的に考えていかなくちゃならないという考えも持っておりますので、今の提案のありましたようなことも含めて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 先ほどの答弁書にも、中学生以下の医療費免除という話がありましたけど、この場合はもう県で実施してますので、川俣町は独自に先行してやったと思うんですけど、こういう県で今度やっているわけですから、その負担はないわけですよ、もう川俣町独自の負担というのは。そういうものをこういう川俣独自の施策にその予算を持っていくということなことは考えられませんか、町長。やはりこれ今までやってきて数が減っているわけですから、それに歯止めをかけて増やすためには、もっともっと独自の施策をやって、川俣町は良い町だなと、あそこに住んでみるかというような町にしなければ、誰も来ません。やっぱり4号線沿いはある程度交通の便が良いから、少なくて済むんですよ、そういうリスクが。ところが、川俣は山間にあって4号線から外れた町ですから。だから、さっきの白抜きのようになるわけですよ。だから、やはり若い世代の人たちが、本当にこの町で子育てをしたら良いよというふうな噂が立つくらいのことをやろうという気はございませんか、町長。もう一度答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 現状の認識については、議員と共有しているつもりであります。そんな中で、独自の姿勢を出していくということにつきましては、ただいま答弁申し上げましたが、総合的な子育て支援、今回の震災対策も含めて、対策を立てていくというようなことで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今回はね、検討していくということなので、また、改めてこの問題については、検討した結果、どうなったのかを次回の質問で聞きたいと思いま

す。

それで、2番目の子育て支援の施設の整備についてに移りたいと思います。皆さんずっとこうやっているわけなんですけど、福島市はいろいろこう新聞によく出てきますよ。屋内運動場を造るとか、屋内遊び場を造るとか、相当の数今、造る計画もあるし、造っていると思うんですね。ただ、川俣町にはいまだにどこに造るも、ここに造るも、やるともやらないとも全然ないわけなんですけども、その屋内運動場、それをやるのかやらないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

ただいま質問にございました子どもの遊び場につきましては、現在、職員によります検討委員会を立ち上げまして、種々検討しております。具体的には施設は、放射能対策としての一時的なものではなくて、子育て支援策の重要な施設として、恒久的な、そういった施設を想定しまして、そういった設置について、早急に町内の関係者で計画を策定することで、方針を決定したところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） あのですね、恒久的なものも良いんですけど、実際、今、子育て世代の方々がね今、本当に造ってもらいたいのは、早急にやってもらいたい。仮設でもなんでも良いから早急に造ってもらいたい。恒久的に造る建物代は、5年かかるか10年かかるか分かりませんよ。そんなもので放射能被害から子どもを守る屋内運動場とか、屋内遊び場ということにはならないでしょうそれは。そしたら、やっぱり総合的に子育て支援のための児童福祉館とか、そういうものを造るんだというのであれば、それはそれで結構です。ただ、やっぱり今、子どもたちが安心して遊べる場所を提供するというのが大事なわけですから、今、福島市とかでやっているのは、仮設ですよ、みんな。だから、そういうものを早急に1年以内だつてできるでしょう、そんなの。福島県には、少子化担当大臣の森さんもいるんだし、その辺にやっぱり福島県なんだからやってくれろと。森さんの後援会に行ったって、福島市長はその場で言いますからね。あそこに造りたいからなんとかお願いしますと。だから、そういうことをやっぱりやらなかったらだめでしょう。だから、仮設のものを造るのか造らないのかを聞いているんです。もう一度答弁願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

先ほど子ども支援策総合的なものということも含めて話をしておりましたけれども、今現在の子どもの遊び場等について、これは仮設でも既存の施設でも利用しながら、とにかく早く造ることが現在の状況に合っているんだということについてお質しありますので、このことにつきましても、具体的に既存の施設も活用した、また、仮設も含めたこの遊び場を造ることでの対策を立て、そして、議会のほうにも示してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） ずうっと質問していますと、すべて検討していく、やってみたい、何回質問してもその答えしか返ってこないんですよ。だから、そうでなくて、やると言えないんですか。やる気ないのでは困るんです、それは。子どもを守らなくちゃいけないんですよ、実際。だから、町外に避難している人もいっぱいいるわけですよ。それを考えてくださいよ。町外に川俣の小中学校から45人、いまだに避難しています。その人たちは、やはりまだ川俣町には帰れない、住めないということで、町外に、県外もいますけども、行っているんだと思います。だから、その人たちをやっぱり帰りやすいようにする。福島市では、昨日、一昨日の新聞でしたか、7日の新聞に出てましたけど、交付金を使って、県外者のための復興住宅を造るというような話も出てます。やはり県外避難者に対しても、これからそういう人たちを我が町に戻すんだというような考えで、子育て支援、子育て支援のための整備、そういうものをどんどん進めていかななくちゃいけないと思います。町外に避難している子どもたちのことに移りたいと思います。なかなか時間がもうなくなったので、すみません。今、結構町民の方々から話を聞くのは、町外に避難している方々、県の甲状腺検査、あとそのホールボディカウンター、これを今の段階でいつまでというのは分からないかもしれないけど、恐らくその健康調査というのはずうっとやって行かなくちゃいけないんだと思うんです子どもたちの。その中で、今、町外に避難している人たちのホールボディカウンターをやるとか、そういうことはどういうふうに考えていますか。町外に行っていれば、帰ってきて川俣町のホールボディカウンターを受けるためには、交通費がかかるわけですよ。そうすると、小さい子どもさんの場合は、親御さんもついてこなくちゃ帰ってこれない。そういうときに、その費用負担は、どのように考えていますか。個人で来れば、検査してやるよという考えですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの町外避難の方のホールボディカウンター等でございますけれども、まず、これは県のほうの県民健康管理調査ということで実施されておりまして、県のほうでまず、1つには自主的避難の方に対する総務省でやっている避難先情報の登録システムがございますが、そのシステムに登録された方に、県のほうで通知をします。連絡をして、受けていただくと。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） また、あと自主的避難以外の方にも連絡をして、あとそれぞれ各県のほうに県のほうで委託契約をしまして、それぞれ近いところで受けられるような対策を今、県のほうで取っているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 本当に対策取っていますか。私は全然それは聞いてなかったことなんですけども、まあそれはそれでそうすると言うのであれば、ただ、町のほう

のホールボディカウンターとかね、そういうものをやっぱり受けてもらわなくちゃいけないと思うんです、健康管理するためには。だから、町はどうする気なんだということを聞いたわけなんですけど、何にも方策はないんだかと思うんですけど、時間がないので、もう1つ聞きます。

実際、これからずっと検査を続けていく以上は、高校生までは良いんですよ。町内にある程度は住んでいますから。高校を卒業した時点から大学に行ったとか、就職したとか、県外に相当数子どもたちが流れていくと思うんですけども、その辺のそういう人たちの健康管理をどうやっていくかということを検討していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、まず、これも県のほうの健康管理調査の中で、町のほうもきちんと連携をしながらやってますけども、平成23年3月11日時点での県内居住者の方、その中で高校生も含めて、これから継続的に健康診査を行っていくことになっておりまして、その連絡につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。それでその健康管理のデータに基づきまして、県民健康ファイルを作りまして、継続して管理をして、また、それをデータベースで構築しまして、将来にわたっての健康管理を進めるということ、これは県のほうも町のほうも、今後、よく連携をしながら進めていくようなことで考えてございます。以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 先ほどと同じなんです。質問に対してはこう答える。それが、きちっとした対策になってない。恐らく本当にやっているのかいとあれして突き詰めていったら、口だけだったという話になるんじゃないかと思うんですけど。それでね、ついでに考えてもらいたいのは、これから生まれてくる人も同じですからね。3月31日時点での妊婦さんとか、子どもさんばかりでなくて、これから生まれてくる人、23年以降に生まれてくる人たちだって川俣町に住んでいる以上はその生まれてきた子どもさんたちの健康管理もやっていかななくちゃいけないと。そうすると、10年でも20年でもずっとやっていくようになる。それをきちっとやっぱり考えて、これから健康検査を、健康管理をきちっとやっていくんだということを本当に考えてやっていかなかったら、絶対頓挫するとか、何もしてなかったなということになりますので、その辺のところをきちっとやっていただきたいと思います。

3番目の住宅団地なんですけど、実際言って精練に20戸造ると言った話がございました。私の答弁にはないですけど、これも復興住宅になっていますので、その実際言って町長の前回の答弁でね、10月末には造成まで完了すると、取り壊しをやって、そして、26年度は、26年6月までに建設するんだということを聞いておりますので、

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○5番（高橋道也君） それはどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは時間ですので、これで5番 高橋道也議員の質問は終了いたします。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今朝の早朝ですね、議長のほうから当局に決算資料の提示について当局に注意していただいたんですが、私さっきまた見ようかと思ったら、伝票ばかりで、肝心の証拠書類何もないのね。契約書類出しているのは、数課に過ぎないんですよ。だから、今も話題になった精練の話にしても、西部工業団地の話にしても、一連のこの24年度にやった契約関係とか、一連の経過が全然分かりませんので、これでは議案調査になりませんから、どういうことで当局は上げているのか、是非議長のほうで調べていただいて、ちゃんとした資料を出させるようにしてください。お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、分かりました。今、確認します。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで休憩いたします。再開は2時20分といたします。

（午後2時05分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後2時20分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） なお、ただいま休憩前に、2番 高橋道弘議員からの質問がありました。提出書類については一応出したということなんですが、なお、更に確認するということでもありますので、ご了解ください。

それでは、一般質問を続けます。

13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や当後援会の方にお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとおり、大きくは2点ほどになりますが、2点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策・対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

まず、最初の大きな第1点目は、全町除染の促進を、についてであります。細部の1点目、町の一日も早い復興、住民の皆さんが安心・安全に暮らせる町を取り戻すためには、何よりも放射性物質の除染を徹底的に実施する必要があるというふうに考えるわけであります。生活圏の除染が終わっていない旧川俣地区、鶴沢地区、小神地区、羽田地区、秋山地区、それぞれの地区ごとの現時点での仮置場の確保状況と生活圏除染の着工と完了の見通し、いつ頃となるのかお伺いしておきたいと思えます。

細部の2点目、既に今日まで住宅除染が、生活圏の住宅除染が完了している地域の仮置場の利用状況についてお伺いしておきます。

細部の３点目、耕作放棄地、特に住宅周辺の除染については、効果的、効率的な手法でこれから耕作放棄地についても除染を実施する地域では、住宅除染と併せて行うべきであると考えられるわけでありましたが、今後の当局の対策・対応についてお伺いをおきたいと思っております。

細部の４点目、既に今日まで生活圏などの除染が１回目は終了している地域において、空間放射線量が十分に低下していない地域や地点、線量が再上昇している地点などについては、当然のことながら再除染を実施すべきであるというふうに考えるわけでありましたが、今後の町のほうの対応を伺うものであります。また、住宅などの生活空間から２０メートルとしていた森林除染の範囲についても、生活空間に影響が見られる範囲まで除染を行う方針というふうにも新聞報道も含めてお聞きをしているわけでございますけれども、今後、どのような対応となるのかお伺いをおきたいと思っております。

続いて、大きな質問の２点目でございます。自然エネルギーの積極的な取り組みを、についてであります。原発に頼らない自然エネルギーの確保という観点から、太陽光発電などの取り組みはもちろんのことでありますが、本町の自然条件などを十二分に生かしながら、風力、あるいは小水力などによる発電など、積極的に取り組むべきというふうに考えるわけでありまして。当局は、議会の中での答弁では脱原発の考えの下、再生可能エネルギーの導入に努めます、努力をしますというふうにより再三の質問に対しても言っているわけでありまして。現時点では、町の取り組みとして全く進んでいないというのが現状ではないのでしょうか。そう言わざるを得ないわけでありまして。今後、具体的に進めていくためには、将来に向けた自然再生エネルギーの取り組みなどの基本方針、利用推進計画、早急に作るべきであるというふうに考えるわけでありまして、当局ではこのような推進計画や実施計画などの策定など、具体的にはいつ頃策定する考えなのか、具体的にお答え願いたいというふうにお伺いをおきたいと思っております。

以上、大きくは２点ほどになりますけれども、質してまいりたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） １３番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、「一日も早い全町除染の促進を」の(1)「生活圏の除染が終わっていない川俣地区、鶴沢地区、小神地区、羽田地区、秋山地区の現時点での仮置場の確保状況と着工、完了の見通しはいつ頃か」についてのご質問でございますが、先の４番 嶋原利光議員、５番 高橋道也議員への答弁のとおり、福田地区は秋山字長大田地内に１か所、小神地区は下戸内山と道合内に１か所ずつ、合計２か所を設置する予定であり、また、鶴沢地区では、候補地を選定し地域への説明を行うなど、現在、造成及び用地確保に努めているところであります。川俣地区については、地形や住宅等の関係から仮置場の確保が困難な状況にありますが、現在、１か所について地元行政区さんと調整を行っており、目途がつき次第、説明会等を実施し、地域

のご理解をいただきながら、仮置場確保を目指す考えであります。また、川俣地区は、仮置場１か所だけでは除染土壌等を搬入しきれないことから、平成２４年度に設置し、未利用地がある地域の仮置場の利活用を視野に入れ、８月３０日に、該当する地元自治会長さんへ川俣地区の除染土壌等の受け入れについてお願いしたところであります。また、着工及び完了の見通しにつきましては、８月２３日に旧町内、鶴沢、小神、福田の各地区にかかる除染業務の入札を行い、８月２６日付で鶴沢地区、小神地区、福田地区、更に旧町内については、川俣地区第１として広瀬川から西側分、川俣地区第２として広瀬川から東側分の全５工区について平成２６年３月２０日を完成工期とする契約を締結したところであります。地域の皆様には、仮置場の確保など、引き続きご理解とご協力をいただきながら、これまで実施した除染の成果と課題を踏まえ、徹底した除染に取り組んでまいる考えであります。

次に(2)「除染が完了している地域の仮置場の利用状況は」についてのご質問でございますが、平成２４年度に設置した仮置場は、大綱木、２万２,０２４平方メートル、小綱木第１、７,９４３平方メートル、小綱木第２、４,９２２平方メートル、福沢、３万２,８７７平方メートル、小島第１、３万３７３平方メートル、小島第２、６,８０９平方メートル、飯坂花塚山、１万３,９３４平方メートル、飯坂第２、８,３７３平方メートルであります。小綱木地区、福沢地区及び飯坂地区は、すべて利用しており、未利用地域は大綱木、２,３００平方メートル、小島第１、４,３００平方メートル、小島第２、１,７００平方メートルが未利用地となっている状況であります。

次に(3)「住宅周辺の耕作放棄地の除染は、効率的な方法で住宅除染と併せて行うべきと考えるが、今後の当局の対応は」についてのご質問でございますが、耕作放棄地につきましては、住民の生活環境等を考慮し、空間線量を調査のうえ、低木地では刈払い、除草、落葉除去など、高木地では枝払い、除草、落葉除去などを行い、また、草地においては、除草等をはじめとした除染作業を土地所有者の同意を得ながら進めてまいります。また、除染作業の範囲は、空間線量に応じて、適宜決定してまいります考えであります。

次に(4)「既に除染が完了した地域においても、空間放射線量が十分低下していない、又は再上昇している地点については、再除染を実施すべきではないか。また、森林除染も生活空間に影響がみられる範囲まで除染する方針となったようだが、どのような対応になるのか」についてのご質問でございますが、環境省の井上副大臣は、８月２６日、佐藤福島県知事に対して、再除染は、除染後の線量が除染前よりも高くなったり、放射性物質を十分に除去できなかったりした地点が対象となる。市町村単位の除染が一巡した後にモニタリング調査を行い、再除染の必要性を判断する。また、汚染を取り残したところはしっかりやっていると発言したと新聞報道がなされております。環境省では、再除染と隣接する山林除染についての方針を作成したところであり、町では今後、環境省から詳細な基準等の説明を受け、確認をしながら、しっかりと除染を進めてまいります考えであります。

次に、２点目、「自然エネルギーの積極的な取り組みを」の「再生可能エネルギー導入の取り組みは全く進んでいない。今後、具体的に進めていくためにも基本方針や利用推進計画を早急に策定する必要があるが、具体的な策定期間はいつ頃になるのか」についてのご質問でございますが、再生可能エネルギー導入の取り組みにつきましては、平成２４年度に各種団体代表者、学識経験者、事業者等からなる「過疎型スマートコミュニティ構築事業検討委員会」を発足し、同検討委員会、事務局会議等において種々検討を進め、太陽光、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの現状と利用の可能性、エネルギーネットワーク、過疎型スマートコミュニティの構想等をまとめたところであります。具体的には、川俣町復興計画の基本理念を踏まえ、原発事故により被害を受けた地域として、「脱原発」という考え方の下、太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した自立分散型のエネルギーシステムであるスマートコミュニティをまちづくりの核と位置付け、エネルギーの地産地消を達成し、新しい産業、雇用の創出などを図りながら、環境との共生と経済的な活力が両立する地域の実現を目指すものとなっております。このことを踏まえ、平成２５年度においては、より実践的にスマートコミュニティ構想を推進するため、これまでの過疎型スマートコミュニティ構築事業検討委員会をスマートコミュニティ構築事業推進委員会に改めるとともに、山木屋出張所等整備分科会、複合型施設等分科会、農業振興施設整備分科会及び再生可能エネルギー施設等分科会を設置し、再生可能エネルギーの導入を含め、特に山木屋地区を中心とした総合的な地域づくりの実施計画について検討しているところであります。当該実施計画につきましては、地域住民等の合意形成を図りながら、今年度中には策定したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○１３番（石河 清君） １３番です。私の先に除染については、だいぶ同僚議員から質問もあったので、なるべくかぶらないように再質したいと思います。特に、今残っている住宅除染については、一日も早い除染を多くの住民の皆さんが願っているところでございます。それで、やはり仮置場の確保の見通しが立っていないというのが着工の遅れになっているわけであります。それで、答弁でも町のほうでも旧川俣でも１か所予定地があるというお話もあったんですが、やはり郡部のほうと違って、私から見ても、やはりこれは１ヘクタールとかというのはなかなか私は困難であると最初から思っているんですね。なので、やはり１反歩、２反歩でもいいので、小規模のやはり仮置場、そういうものをやはり私は確保する方向で努力すべきではないのかなというふうに思っているんですね。やはり規模が小さくなれば、だいぶ私は違ってくると思います。これ１町歩以上となれば、なかなか郡部のほうでもいろいろあるように、これ大変なわけありますので、その辺についての考え方、まず、最初にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置場ということで、小規模の仮置場をというようにところでご質問いただいたわけですが、町長が答弁申し上げましたように、福田地区というところが1つと、あと小神は2か所ということで、おおむね今回、25年度の除染についてはおおむねまあ少し足りないところも予想されるところもありますが、おおむね2地区については確保できているということで認識をしております。あと鶴沢地区と旧川俣地区の部分につきましては、特に今、鶴沢地区については用地交渉なり、現地の方の説明会等も開催しながら、今、進めておりますが、議員ご指摘のなかなか大きな面積を1か所でいうのが今、なかなか難しい状況であります。今、議員ご指摘のもう少し小規模の仮置場というものを考えたかどうかというようなご質疑をいただきまして、そういうところも頭に入れながら、早急に仮置場を造って除染を実施をするという方向からすれば、そういうところもやはりしっかりと地区に応じた部分というものを考えていかなくちゃならないということで、今、考えておりますので、そういうことも念頭に入れながら、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） もちろん特に鶴沢とか町のほうはない、やはり小規模の仮置場を確保するような方向で努力はしていただきたいというふうに思いますけれども、今、やはり早急に除染を進めたい、やっていただきたいという声が多いわけでございますので、そんなことを言っただけであれですけども、仮置場の利用状況、先ほど答弁があったわけであります。もちろん私のところにも2か所あるんですが、私も昨日いろいろ心配だったので、私の地元とあと大綱木の仮置場とか現地を確認してまいりました。やはりこれ莫大な投資をして仮置場を確保しているわけでありますから、同じ私ども町民であるので、旧川俣の鶴沢のものであっても、やはり私は町長を先頭にやはりこれお願いをして、空いているところに置いてくれないかということで、まず、本気になってこれはやらなきゃだめだと思いますよ。私は個人的には、私の地域では私はそのような方向で十分に理解が得られるというふうに私は個人的には考えております。もちろんこれはいろんな方もいらっしゃいます。よその地域のものは絶対持ってきてはだめだぞという、そういうのは私も何人かはいます。けれども、やはり合意は、やはり私は地域としてできると思うんですよ。私も心配なので、昨日は地域のずうっと線量も測ったんですよ。私も気になるので、いつも小ケ坂と田代の仮置場のを測っておるんですが、小ケ坂のところは0.23なんです。だから、0.23ということは、本当に1ミリシーベルトなので、私もいつももうちょっと高いときもあるけれども、大体いつ通っても0.23ぐらいなんです。これはね一安心かなと。やはりいろんな方に仮置場にすれば、絶対高くなるぞというふうに言っている人もだいたいおりますので、私も大変気になっておるので、ずっとそれは私も通る度に線量計で測っておりました。そういうことで、田代のほうはもっと低かったですね。私もちょっとびっくりしたんですが、0.18ぐらいだったんですよ。なので、あそこ確かに周りに住宅もないし、条件も良か

ったせいもあるのかなというふうに思っただけで私も安心しておるんですが。であるので、やはりその辺をです。仮置場にしても、絶対ほら今までよりも線量があるということはないということも、これは科学的にも証明されているわけだから、そういうことも十分に地域に行っただけです、お願いもしながら、やはり空いている仮置場をこれは私は100%活用すべきだと思いますよ。そして、なかったら、当然、新たなところを確保するしかないというふうに私は基本的には思っただけです。その辺の考え方について、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの仮置場につきましては、町長先ほど答弁申し上げましたように、8月末にそのような趣旨の中身で地域の自治会長さん等にもお話をさせていただいて、その取り組みについて、いろいろと町のほうと地区のほうと話をさせていただいております。また、もう1つは、いろんな地区のほうから逆に自分の地区のほうでは是非川俣町分の仮置場として候補地を出しても良いというような提案をつい最近、2か所ほど挙がってきたのも事実でございます。そういうところを今、調整方をしたいと思っただけでありまして、今、議員ご指摘のいろんな仮置場に対する考え方いろいろありまして、町としても地域の中にしっかりと入りまして、皆さんの土地等をお借りをしながら、仮置場設置に向けた取り組みを目指してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あと今、ちょっと聞くのを忘れてしまったんだけど、田代の仮置場には、小ヶ坂にはもちろん付いている。測定器なんか昨日なかったよね。なんか前に付けられたような気もしたんで、なんか昨日行ったらなかったの、それどうなっているのかな。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

田代地区のモニタリングポスト、仮置場なんですけど、24年度に設置をするという段取りをしていろいろ調整方を図ったところですけども、なかなか大変申し訳ありません。電波がですね、うまく届かなくて、うまくインターネットのほうに接続できないというふうなことになりまして、急ぎょ24年度当初考えたんですけど、外しました。それで25年度はなんとか調整方をして設置も可能だということになりましたので、今回、モニタリング設置については、25年度で設置をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） とにかくですね、特に旧川俣、鶴沢地区の皆さん、本当に一日も早く除染を望んでいるわけでありまして、私申し上げたような空いている仮置場、あと私のところを貸しても良いよというようなところがあれば、そういうところも小規模であってもですよ、積極的に探して、早急にとにかく除染に取りかか

れるように。町長どうですか、これ。あれですよ、議会中でもなんでも動いてくださいよ、これ。議会が終わってからなどと言ったらば、本当に9月になったんだからね。その辺町長どうなんだい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 石河清議員の質問に答弁いたしますが、本当に仮置場の確保が困難であります。本日も仮置場の質問をいただいているわけですが、貸すという了解をいただいた人、その周辺からもまたいろいろと不安が寄せられるというようなことの繰り返しであります。ただ、今、議員がお質しのように、線量が明確に下がっている。仮置場は安全なんだということについては、私どもも理解を深めていただくということは大事でありますから、現場の状況を見ていただきながら取り組んでいるところでございます。そんな中で今回、旧川俣も含めた地区の除染に入るわけであります。やはり仮置場の確保についてもなかなか厳しい状況があるわけですが、議員お質しのように、今日も議会が終わって地区に出向いて、この仮置場の確保についての説明会を設けたところであります。また、もう1か所今週やる予定なんですありますが、とにかく早急にその対応については、現場説明と言いますか、現地の自治会も含めた皆さん方に説明をいたしまして、協力をいただくようお願いして歩きますので、これからもご理解のほどよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 住宅のちょっとさっき答弁をもらったんですが、明確にちょっと私聞けなかったので、いわゆる耕作放棄地、住宅の周りに結構私のところにもそういうところあるんですよね。今年については、これからやるところについては、住宅の除染と、このいわゆる農地であっても遊休農地についても、このような手法で除染をやるということで良いのですかね、その辺もう一度。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

耕作放棄地の除染につきましては、町長答弁申し上げたとおり、実施をしていきたいとお思っております。ただ、24年度のところの除染等を確認してみますと、結構耕作放棄地になっている方のわきの土地というのは、案外自分の所有する土地ではなくて、別の方の隣接されている土地が多かったというのも、現実的にはあるのかなと思っております。やはりその辺の調整もやっぱり今後、耕作放棄地の除染をする場合については十分調整をしながらやらないと、なかなか思うように進まないなと今、思っております。ご答弁申し上げましたように、いろんな除染をまずやってみて、どのくらい線量が下がるのかということもしっかりと見すえさせていただきます。耕作放棄地の除染については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今、答弁いただいたんですが、当然、24年度のところもで

すね他人の土地であっても、やはりこれ住んでいるわけですから、最低限やはり住宅の周辺については、山林と同じくこの耕作放棄地についても取り組んでいただきたいというふうに強く要請しておきたいというふうに思います。

あと再除染については、とにかく今は一通りやってないわけだから、一通りやってから、私も当然、再除染すべきかなというふうに思いますけれども、私のところも住宅はもちろん道路もやってもらいました。用排水路はまだ小島はやっていないんですけども、そういう段階で昨日ずうっと私も心配だったので、ちょっと一昨日の夜も集会所で集まりがございまして、大体集会所で集まりがあると、ここの集会所でおれのところの部落はなんぼ線量あるのかなとなるんですよ。そういうこともあったので、昨日ずうっと、私うちのほうは8つ行政区あるんですよ。ずうっと順番に私回って測ってみました。マイクロシーベルトで下の町が0.31マイクロシーベルト、中組集会所が0.32、岩阿久が0.35、涛野が0.31、田代集会所が0.17でございました。睦が0.34、小ヶ坂が0.38、深海が私の地元ですが0.27という状況でございます。それで、田代が本当に飯舘に近いんですけども、昨日測ったらば0.173ということで、0.23以外のところはここ1か所だったんですよ。もちろんこれ毎日変わりますよ。大体集会所の玄関のところの外で測ったのでいろいろね。ただ、山は背負っていないんですよ。私の8つの集会所等も全部山は背負っていないから、条件は良いと思います。1軒、1軒の住宅を見れば大概山は背負っているんで、やはりこの平均よりは高い家もかなりあるかなというふうに思うので、将来的にはやはり再除染のことも含めながら、当然対応していかなくちゃならないというふうに思う次第であります。ただ、一番飯舘の境の平馬というところ、水境は0.65でございます。これはまだ飯舘のほうも、あそこもこれからかな。伊達市は終わったのかな。そこのちょうど3軒家があるんだけど、川俣、伊達市、飯舘村とその3軒がちょうど境に接しているんですよ。郡境でもあり、町境でもある。そこはさすがに0.65、1.4か1.5あったんですよ、除染の前は。だから、0.65なので効果はあったかなと。あと飯舘のほうも終わればもうちょっと下がるかなというふうに思いますが、やはり小島ではここが一番高いのでございます。あと飯坂のぐるっと回ったので、飯坂の水境0.47でございました。ちょっと想像したよりは低かったですね。あと小綱木の菅立目0.41、小綱木の公民館などは0.24でございました。あと大柴が、私も大柴を心配していたんですが、これはこの前モデルでやってもらった家、藤原さんという家、奥から3軒目の家なんだけど、玄関のところ0.34でございました。なので、戻っていないので大丈夫かなというふうに私も思ったんですが、そのような状況で、これはあくまでも参考に申し上げておきたいと思いますが、将来的にはやはりこれモニタリングをきっちりやってずうっと続けて、やはり0.23以上は私は基本的にはやっていただかなくちゃならないと、国と東電の責任でね。そういうふうに思いますので、基本的にはそのような考えで取り組んでいただきたいというふうに思っている次第でございます。ここのところは答弁は良いです。

用排水路についても、まず、ため池だっけか、この前聞いたんですけれども、来年度というふうになると思いますけれども、今年は無理でしょうからね。ため池とやっぱり用排水路をきっちりやってもらえれば、今のところは住んでいるところの近いところは一応除染は終わるかなというふうに思いますが、その辺の取り組みもう1回ちょっと。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

ため池又は用水路の除染であります。用水路の除染につきましては、25年度ようやく方向性が出てきて、交付金も認められることになりましたので、25年度から着手をさせていただくことになりました。24年度で実施できなかった地区等につきましては、なるべく早く実施をできるようにしていきたいと考えておりまして、25年度できるものについては早めに、又はどうしてもの場合のところもやはり考えますと、26年度では最終的には実施をして終わらせたいと思っております。あとため池等につきましては、まだ技術的な知見等々がまだ出ておりませんので、もう少し時間がかかるかなと思っておりますが、町としては県、国のほうにため池の除染についての状況、又は早く指示を出してほしい旨は申し上げておりますので、ため池の方向等が出ましたらば、今後、除染の計画の中に入れて除染をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） もう1点確認をしておきたいんですが、住宅除染、今、20メートルですよね。その辺も国のほうもこれからとにかく線量に影響を及ぼすような杉山なんかあるところは、やっぱり私は戻る可能性もあるし、当然、これ20メートルではだめだと思うんだよね。だから、やっぱり現場によっては30メートル、50メートル、やっぱりやらせなければならぬというふうに思うんですよ。だから、その辺の町としての基本的な姿勢がないと、国のほうに言っておかないと、国のほうからはなかなか出てこないという、今までの状況であるので、その辺基本的に私はそのようにすべきだと。最低30メートルぐらいはやらしてもらわないとだめでないかなと私は思っているんで、その辺町としての基本的な考えはどうですかね。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

山林の除染ということで20メートルというようなことで今、範囲で取り組んでおりますけれども、これについてはようやく環境省のほうで先ほど町長のほうで答弁申し上げましたが、副大臣のほうで佐藤知事の方に申し上げて、また、環境省のほうでもプレス発表しました。詳細については、林野庁で発表しているプレスリリースというか、技術検証をした結果についていろいろと見させていただいておりますが、ようやく20メートルを超えるものの除染について、ようやく指針が示されてきたところであります。その中身については、どのくらいの線量であったらば本当にできるのかできないのかというところが、まだ、明確になってないところが

多々ありまして、その部分について、やはり町としてもしっかりと国、県のほうに申し上げ、その指針というものを明確に出していただいて、町としてはその森林関係、20メートル範囲内としても、それについての再除染するしないについての方向性を明確に今後、やはり作っていかなきゃならないと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っておりますけれども、何らかの数値的な部分になるのかと思いますが、国のほうからお示ししていただいて、それに基づく町の計画というのも改めてまた作り直しをして、その森林の除染については、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） いろいろ申し上げましたけれども、とにかく早急に残された地区の除染について、仮置場も確保しながら取り組んでいただきたいと強く要請しておきたいと思っております。もちろん山木屋については、国のほうにしっかりと責任をもって除染に取り組んでいただくことを町のほうからも再三厳しく言っていたきたいというふうに要請をしておきたいと思っております。

2番目の自然エネルギーの取り組みなんでもございますけれども、これだいぶ前から検討中、検討中だったんですよ。けども、さっきの答弁で今年度中に策定をします。今年度中と言っても、私はですよ、やはり具体的には来年の新年度の予算からいろいろ取り組めるような方向で、今年の12月以内にですよ、きちっとそういうものを策定して、来年度の予算にきちっと予算化できるような方向で私は取り組んでいかなきゃならないというふうに思っておりますので、その辺再度確認しておきます。町長どうなんですかね、町長がやっぱり一番考えが大事だから。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

再生可能エネルギーについてでございますけれども、今年度の計画に具体的な事業を挙げることで委員会を立ち上げたところでございますので、それらを受けながら、具体的な事業にできるところから取り組んでいきたい、そのような考えでいるところでございます。これも国のほうの補助事業の採択になるかどうかということでの要望は出したところでございますが、それらをしっかりと受けて、この構想の具現化を図っていききたいと、そのように考えて今、取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ちょっと確認の意味でお聞きしたいんですけども、今年から太陽光については当然、川中と福田とか富田幼稚園は夏休みも終わったので、夏休みあたりに設置したのかなというふうに私はちょっと思っておったのですが、どのような取り組みになっておるんですか。いつ頃、設置されているのか、私もちょっと確認していないので、その辺。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

太陽光発電システム等の設置工事が遅れている理由についての質問でございますけれども、太陽光発電システムなどの設置工事につきましては、県の地域グリーンニューディール基金を活用し、実施するものでございます。本町におきましては、平成25年度の当初予算の川俣町要望で、新庁舎の再生エネルギー施設にかかる設計費250万円で同額を県で予算化いたしました。しかし、その後、新庁舎につきましては、再生可能エネルギー施設設計を本体と一体で町で予算化することとなりまして、設計費250万円を取り下げました。ただいま質問にございました川俣中学校、福田小学校、富田幼稚園及び保健センターの蓄電池工事費の事業費1億4,424万2,000円を現在、追加で要望をしております。県全体の所要額につきまして、再度県の環境共生課が各市町村へ事業の有無の再照会をすることとなっております。現在、県の環境共生課と協議をしている状況のため、遅くなっているということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 県と協議はもちろんしなきゃならないと思うんですが、やはり当初予算でこれ取ってあるわけでありまして、とにかく教育委員会でも積極的にやるということで、予算議会のときは、そういう答弁もらっているわけですから、これはとにかく早急にとにかく設置する方向で進めていただきたい。とにかく町長、自然エネルギーについては、議会のほうでも私も先だって産業の方でも新潟のほうでは風力とかなんかも秋田のほうで研修もしてきたんですが、あと去年は総務のほうでも北海道に行ってきたり、あと当局もですよ、やはり人任せではなくて、自分でも積極的に、特に私は個人的に考えるんだけど、自然エネルギーとなれば小水力とかなんかと川俣では本当に私はやんなんねというふうに思うんですよ。だから、そういう点でなんか人任せ、誰かがやってくれるんでないかみたいな、そういう取り組みにしか聞こえないんだよね。だって、これはあれだぞい、私が上げる前から同僚議員も何回も聞いているわけだから。そうすると、前向きの答弁は出るんだけど、全然進まない。だから、さっきの答弁でいいんですが、とにかく年内にきっちり策定してもらって、来年度からきっちり太陽光だけでなくですよ取り組めるような方向にこれは進めていただきたいと思うんですよ。町長そのようにしてください。最後に、町長の答弁お聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁いたします。

お質しのこの再生可能エネルギーの導入であります。太陽光発電を利用した事業については、当初予算でも学校の施設等について認めていただいておりますが、これは当初予算でも申しあげておりますけれども、県のほうの補助事業でやるということでございます。その協議をしているということでございますので、人任せではなく、相手のお金を出すほうのこともございますので、我々は早く決めていただくようにそれは要望をしておりますので、その点についてもご理解を賜りたいと思っております。ご質問にありますように、目標に向かって一緒になって進むこと

は人任せでなくやっていく考えでありますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 町長の答弁もございました。答弁のようにですね、しっかりととにかく取り組んでいただきたい。そのことを強く要請して、以上で質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で13番議員 石河清君の一般質問を終了いたしました。次に、9番議員 菅野正彦君の登壇を求めます。菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 9番 菅野正彦でございます。町民の方々から寄せられた中から大きくは2点、細部4点について、当局の考えを質します。

大きな1点目、川俣町は豪雨等大雨の被害から町民の暮らしや命を守る防災対策は大丈夫か。7月から8月にかけて全国各地で大雨による河川の氾濫など、多くの家屋倒壊や流出など、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。これらの災害は、対岸の火事ではありません。川俣町では過去に広瀬川にかかる木橋の大半を流出した昭和23年9月のアイオン台風、昭和38年6月の口太山の集中豪雨では、子どもを含む3人が濁流にのみ込まれ、死亡するなどの災害から50年が過ぎました。忘れたころに起こるのが災害です。そこで、次の細部2点について、当局の考えを質します。

1、広瀬川の上流の高根川は、勾配の急な部分が改修されていなく、幅も狭く、左右岸の樹木は大木化し河川を覆い、集中豪雨などで樹木が洗掘され、河川をふさぐことになったら大変な二次災害が起こるのではないかと地域の方々が心配しております。未改修河川の点検と必要な伐採や改修工事などを県、国に要望し、想定される災害を未然に防ぐべきと思うが。

細部2点目、数少ない砂防ダムは、土砂が満杯で砂防ダムの機能を果たしていないと思います。土砂と流木などが一度に流れれば、下流に大きな災害をもたらすことが心配されます。ダムに堆積した土砂を取り除き、勾配の急な箇所新たにダムを設置するなど、対策が必要だと思うが、当局の考えを質します。

大きな2点目、有害鳥獣対策にもっと力を入れるべきではないか。

細部1点目、山木屋地区の線引き見直しも決まり、帰還に向けて除染やインフラ整備など必要な環境の整備などを進めなければならないことは当然だと思いますが、営農再開の障害になるのが有害鳥獣被害対策です。作付け期に集中的に押し寄せるイノシシや猿などによる被害対策は、今の対策で良いと思っているのか。

細部2点目、現在、営農で生計を立てている方は、今後、このまま農業を続けるべきか思案に苦しんでいるのが実態であります。電気柵以外にも補助金を出すべきと思うが。大きくは2点、細部4点について、当局の考えを質します。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 9番 菅野正彦議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、「豪雨等大雨の被害から町民の生活や命を守る防災対策は」の(1)「災害

を未然に防止するためにも、未改修河川の点検と改修工事を国、県に要望すべきではないか」のご質問でございますが、近年の豪雨は、ごく狭い範囲に集中し、また、短時間で一気に降る傾向があり、各地で大きな被害が報告されておりますことから、当町でも、特に警戒をしているところであります。町内の1級河川は県の管理となっており、広瀬川上流の高根川につきましては、県が定期的に河川パトロールを実施し、町では地域住民の皆様のご要望を随時県に伝え、説明を行っているところであります。町では災害を未然に防止するためにも、県に対して引き続き改修済の下流部区間については、土砂撤去等の維持管理を要望するとともに、未改修の上流部の区間については、しっかりと改修等を求めてまいる考えであります。

次に(2)「既存の砂防ダムは既に土砂が満杯で、その機能を十分に果たしていない。砂防ダムに堆積した土砂を取り除き、勾配の急な所には新たな砂防ダムを設置するなどの対策が必要ではないか」のご質問でございますが、砂防ダムにつきましてはご承知のとおり、荒廃した山地や溪流から流出する土砂を貯留することにより、下流河川への流出土砂量を抑制し調節するほか、併せて土砂の貯留により溪流の勾配を緩やかにして、溪流の浸食を防止し、災害を防止することを目的としたものであります。高根川の砂防ダムにつきましては、一定量土砂が堆積し、上流部の勾配が緩やかになったことから、土砂の流出量を減少させるとともに、浸食を防止していると考えられ、十分にダムは機能していると思われませんが、地域住民の皆様にとっては、土砂を蓄える余裕があることが安心につながると考えられますので、町といたしましては、砂防ダムを管理する県と協議を行い、その対策について検討を進めてまいる考えであります。

2点目の「有害鳥獣対策にもっと力を入れるべき」の(1)「有害鳥獣による被害対策は今のままで良いと思っているのか」についてのご質問でございますが、山木屋地区においては、本年8月に区域の見直しが実施され、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定されております。除染作業が終了した農地においては、耕作者や国、県との連携を密にして、早期の営農再開に取り組んでまいりたいと考えております。有害鳥獣対策につきましては、山木屋地区の営農再開に向け重要な課題と認識しており、福島県営農再開支援事業の鳥獣被害防止緊急対策事業等を活用し、一斉捕獲活動の実施や大規模侵入防止柵の整備を進めるとともに、捕獲隊の活動範囲を山木屋地区にも拡大していただくなど、捕獲態勢の強化を図ってまいります。

次に(2)「電気牧柵以外にも補助金を出すべきではないか」についてのご質問でございますが、今年度は捕獲隊がより効率的に活動ができるよう、委託契約を締結したうえで、出動態勢や罠の設置など取り組みの強化を図っております。また、耕作者のご理解、ご協力により、本年8月末までの電気柵申請件数は、昨年比2倍の40件にのぼり、自衛体制が強化されたとともに、自衛意識も高まったと考えております。しかしながら、被害が拡大していることも事実であることから、今年度の取り組みの成果等を参考にしながら、新たな補助についても総合的に検討を行い、有害鳥獣対策を積極的に進めてまいる考えであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 大きな1点目ですが、今、高根川のその上流のほうを最近、町長中のほうを見たことありますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 議員の言っている上流のほうについては、見たことがございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 私は地元から要望があつて、昨日雨の中ではありましたが、地元の方と一緒に現地を見てきたんですよ。実際、県の管理だからということで、一番県と地元住民の間には、やはり地元の代弁者として国や県にもの申す立場にある町は、やはり私が質問した、そのときから現地を確認したりなんなりする必要もあるのではないかと私は思いますよ。そして、今河川の近くには、まあ高根川の例をとって私は話をしているんですが、近くには耕地がほとんど少ないんですよ。畑や田んぼの周りだったら自分で自己管理をして刈り払ったりなんなりということもできるんですが、現在はほとんど耕作放棄地が多くて、そして、河川の近くには雑木ばかりなんですよ。昔だったら雑木でも薪になったり、なんなりということもあつたんですが、今、原発事故以来、そういう薪も炭焼きもほとんど今までやっていた方もできない。あるいは薪なども特に今、一般農家は電気や灯油などを使ってほとんど薪なども使わなくなったということで、全く自己管理が所有者はできないんですよ。そういうことから含めると、やはり私は特に広瀬川の上流にある一番大きな河川であります。口太川の集中豪雨のときには、藤根川のほうで3人の犠牲があつたために、藤根川が集中的に全面的に3面張りにも改修がされましたが、小綱木は浄水場のちょっと上手から下だけが3面張りになって、あそこから上には砂防ダムが1つか2つある程度であります。そんな状態で、今の太木化した木が濁流とともに流出、流れることになれば、アイオン台風時代にはほとんどの橋が木橋だった。そして、ピンヤも立っていた、真ん中に。そういうことで、木橋が流れてくれたから、町の中が床下浸水とかなくて済んだかもしれないが、これからの災害は永久橋が流れるよりは、あそこに来て大きな根っこなどが橋につかえて、ここで塞き止められたら、町の中は想定外の浸水事故になるのではないかと、その重要性を私は当局に質したい。更に答えを聞きたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 答弁申し上げます。

災害を未然に防止するためにも、町といたしましては、県の管理施設ということでございますが、現地を確認したうえ、県のほうに連絡調整を取りながら、適切に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 今言ったようなことから、これからの地域の河川の管理のあり方

は、県任せでなくて、災害が起きる前に、そういう起こりそうな箇所、あるいは洗掘されそうな箇所については、やっぱり住民の声があったら、そういうものに謙虚に耳を傾けて、現地をつぶさに直接見るだけでなく、県に来てもらって、そういう箇所を点検し、そういう私は今、皆さんが農業離れをしているこの時期には、今までの管理のあり方を検討し直す時期にきていると思うが、当局の考えをもう一度確認させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 答弁いたします。

議員の質問の趣旨に反しないように、私どもも一生懸命現地のほうを確認いたしまして、対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） もう1つ、細部2点目ですが、砂防ダムの機能は十分果たしていると。確かに堆積した分は果たしたんですよ。世が世であれば、前の建設省あたりの考え方だと、その堆積した土砂を取り除くのも1つの防災対策だということで、そういうことを言った時代もありましたが、ダムからは何メートルかは勾配緩いんです。平らなくらいになっています。だけど、そこから上は元の勾配と全然変わっていないんですよ。そういうことから言うと、やはり口太山の集中豪雨のような、あるいはアイオン台風のようなことがあったら、今まで洗掘されたことのないところも洗掘されると。今の写真なんかは、こういう石の上に根っこがちょこっと乗っているだけなんです。その石1つ転べば、ぐらっとこうなるような場所もあるんですよ。そういうことからして、やはりよく現地を確認のうえ、必要な対策を取っていただきたいということで1つ目の質問のほうについては終わって、大きな2点目について、有害鳥獣被害対策にもっと力を。今の対策で良いのかということで、私は当局の考えを質したわけですが、今、狩猟免許所持者は川俣町に何人くらいいて、捕獲隊員は何名、私の聞いた話では今、捕獲隊員は31名と聞いていますが、その辺どうなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問にお答えいたします。

捕獲隊の人数ということでございますけれども、今現在、31名で間違いございません。あと狩猟免許のその詳細につきましては、申し訳ございません、まだ確認をしております。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それではここで休憩いたします。再開は3時40分といたします。

（午後3時24分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後3時40分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦議員の一般質問を続けます。菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 捕獲隊員は、現在31名ということで、狩猟免許所持者については分からないということですが、年々今、狩猟に魅力がなくなって、免許は持っても狩猟許可を更新しない方が結構多くおります。これは年取ったばかりでなくて、やはり免許の狩猟許可の更新時期には、鉄砲所持者だと3万いくらか、あるいは罟猟の方で2万なんぼ税金を含めて諸経費がかかります。それらがかからなければ、そのまま免許狩猟とか取るということもあるんですが、それが魅力がないうえに、そういうものの負担がかなりこたえるということで、狩猟許可を更新しない方がおります。それで、当局に確認したいんですが、日本の税制の1つであります都道府県に課せられている地方税であります、町が捕獲隊員を対象鳥獣捕獲委員に認定すれば、鉄砲の免許の方で1万6,500円の税金が8,200円に、あるいは罟猟の方で、8,200円が4,100円になる。そういう優遇制度があるんですが、それらについて当町の取り組みを聞きたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問と申し訳ございません。前の質問について先にお答えしたいと思います。

先ほど31名の隊員と申し上げましたけれども、それで、罟と銃を持っている方が19名で、銃のみの方が10人ですので、銃のほうの許可は全員持っているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、有害鳥獣捕獲隊から要するに自治体というものにひとつ変更することによりまして、税制の優遇を受けられることに対して、町の取り組みの質問でございますが、これに関しましては、19年のときに制定された法律と伺っておりますので、町として、その当時に協議をなされまして、自治体としての1つの格上げというものの問題点につきまして、町のほうでも議論いたしました、捕獲隊の方々と。結果といたしましては、この自治体というのは、あくまでも町の非常勤公務員という形にして勤務しなくてはなりません。それで、どうしても実数日数と、そういったもののうえに問題がございまして、なかなか自治体という形のほうへの移行が難しかったということで今現在に至っている経過でございますので、一応そういう形で、町としては一応検討いたしましたけれども、なかなか自治体という形での制度での整備をして進むという方向にはならなかったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 非常勤としなければならないとか、そういういろんな町のそういう条例を制定して、それはやらなければならないことは私も承知はしておりますが、近隣の市で、そういうことの取り組みをきちっと条例化して、ここには福島市の条例があるんですが、ここには被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれるもののうちから市長が任命すると。前項第2号の隊員は、特別職で非常勤の職員とするというようなことであります。しかし、今の有害鳥獣の被害を見れば、いろんな意味で半分常勤のような形でやらなければ、本当に適切に猿の対策やイノシシの対策は

私はできないと思うんですが、どうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりでございまして、確かに常勤という形は非常に大切な状況でござい
ます。今回、答弁書のほうにも記してありますとおりに、新たに委託契約という形で、
隊員自体の活動範囲、活動回数、活動の内容というものを非常にある程度隊員の中に
常勤まではいきませんけれども、それに近い形で捕獲総数を上げていただきたいとい
うことで、今回、今年度新たな取り組みをやっております。今現在におきましても、
イノシシ頭数においては、昨年度に比べて3倍、ただ、被害報告も2倍に上っている
のも確かでございます。ですから、今年度のやはりこういった委託という形で新たな
取り組みを見てみまして、それで足りなければ、更に今おっしゃられるような形の
取り組みというものも検討し、総合的に更に強化をしてまいりたいと思っております
ので、よろしくご理解のほどを賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） よろしく頼むぞい、本当に。みんな本当に頼みの綱はやっぱり町
の取る行政にかかっております。そして、やはり捕獲隊員はそれぞれ自分の職業を持
っております。猿が出たから、まあ大体イノシシはみんなの目にとまるようなときに
出てくるのは数少ないんですが、猿は大体日中きり出ませんので、やはり一生懸命自
分の作った野菜や田んぼを守ろうとして、やっぱり土地の所有者は一生懸命やはり追
い払おうとします。電話はしても、片方で追い払おうとするんだから、行ったところは
猿なんてそこにいないわけですよ。だから、本当の捕獲はできないの。やはりあの今
の山木屋のパトロールをやっているのと同じで、頭にランプを付けて、すぐ捕獲隊員
がそばに飛んでこれるような、そういう態勢をやはり1台か2台の車は常に準備して、
やはりやっておかないとだめだと思います。大柴のほうに出たから、福田のほうに出
たからと言ったって、そんなに自分の仕事を投げて、それをできないと思うので、そ
の辺もきちっとやっていただきたい。時間がないので、私も1人で最後までやってし
まうわけにもいかないので、私はそんなに時間をかけるのが目的でないから。

最後の電気柵の件について、ちょっとお伺いします。電気柵が一番有効な手段だと思
いますが、イノシシや猿の天敵であるオオカミの尿が有効だということで、そうい
うものを売っていると。そういうものを高価な値段で取り寄せて使っていたり、ある
いは農協あたりで扱っている「イノシシ寄らず」なんていうのも、反当たり大体5,
000円から6,000円かかるんですが、そういうものもなんとか補助対象にして
もらえないかというようなことがあります。それらについてちょっとお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの柵以外のものに対しまして、また、液体的なもの
ですね、要はイノシシの嫌いな刺激臭の強いようなもので対策する。そういったもの
に対しての補助対象をという形でのご質問かと思えますけれども、それに関しまして
も、やはりそれも含めまして電気柵だけでは不足点がございましたらば、やはりそうい

ったものも広く私たちのほうの見地としては入れていき、町対象として入れていければ、そういったものも対象として考えてはまいりたいと思いますので、ただ、これは今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 電気柵の補助についてですが、電気柵は個人でなくて共同で購入したものも補助対象になるんですか。共同で設置したものは、どうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問に対してお答えいたします。

共同ということでございますけれども、基本的には共同でやっていただいて効果を出すということが一番最大だと思います。それは総枠の中、あくまでも事業費に対して3分の1で15万円の打ち切りということですので、最大で5万円という形になります。ですから、その予算の補助対象の内容に合わせまして、共同でやる場合は町のほうにご相談をいただきまして、きちっとした対応は、その形で取ります。ですから、共同であれなんであれ、個人であれ、内訳として分けさせていただければ補助対象には全部できますので、そういったものの事例に関しましては、直接産業課のほうにご相談をいただきまして、適切な対応をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 福島県の営農再開支援事業の中では、そういう有害鳥獣駆除対策については、3戸以上での電気柵設置等、そういうものを推進しているんですよ。そうすると、それは隣の市は特に川下の方に行ってみますと分かるんですが、あの辺ずらっと電気柵が共同で設置されているんですよ。やはり効率が良いのは、共同でやるのが一番効率が良いんだと思います。そういうやはり制度的なものにもっと積極的に取り組んで、川俣町もやはり自分の土地は自分で守ることじゃなくて、地域ぐるみで取り組んで、農家の安定的な生活を守るようにしなければならないと思います。それに対してどう考えますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

前にも述べましたとおりに、町で持っておりますのは3分の1という1つの政策の補助でございます。ですから、これは個々の集団という考え方ができれば、地域の方々、多くの方々今言ったようにやっていただいて、事業効果を出していただくということが最良かと思っておりますので、そういう形でも町としてはきちんと検討して対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） あのね、特にこれから山木屋地区が営農再開するときは、山木屋全体を1つのとか、何ブロックかに分けて、有害鳥獣対策を電気柵などでやるようなことを考えなければ、本当に戻って営農再開なんてできませんよ。そういうことを今、福島市やあの隣の伊達市あたりが取り組んで、山木屋でせいせいと繁殖して、今、

小綱木や飯坂や小島やこういうところで、集中的に攻撃を受けているわけですから、今、それをきちっとした形で対策を講じていないと、それが全部山木屋に戻っていくような格好になったら、これは大変なことになりますので、きちっとした形でやることを最後に答弁お願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

答弁書の方でも述べておりますように、福島県の営農再開支援事業の中にあります鳥獣被害防止緊急対策でございます。これは補助率としての定額で2分の1という形で行っております。その中にも今言ったとおりに、捕獲隊と何かが未整備な場合におきましては、プロのハンター等を雇いまして一斉に捕獲活動をやる。あるいは大規模侵入防止のための柵の整備をする。そういうものに対して補助金を出すというきちっとした制度になっておりますので、議員ご指摘のとおり、今後、除染が進み、営農再開をするための耕地等の整備が進めば、そういったものに対してはこういったものを使いながら、積極的に駆除対策を進めてまいりたい。鳥獣被害に対する対策を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で9番議員 菅野正彦君の一般は終了いたしました。

続いて、14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や共産党後援会に寄せられた町民の声の中から、大きく3点について当局の考え方を質してまいりたいと思います。

今、安倍自公政権は、国民の声を無視して暴走しているというのが鮮明になってきているのではないかと思います。消費税増税、集团的自衛権の行使容認、TPPへの参加、原発再稼働など、どれを取っても国民の過半数が反対しているものを小選挙区制という、4割の得票で7割の議席を占めるという虚構の国会の多数をかさに強行しようと暴走しています。これから特に注意しなければならないのは、いわゆる東京オリンピック2020年実施が決まったことで、マスコミなどがオリンピックムードで高める中、国民の声を、目を集めているうちに、悪法がどんどん通過させられるということに注意をしていかなければならないのではないかと感じているところであります。

さて、第1点目の問題であります、原発の汚染水流出についてであります。東京電力福島第一原子力発電所で、新たに300トンもの汚染水漏れが発覚し、一部は海に流れ出した可能性もあり、県民に衝撃を与えている。このことを受け、原子力規制委員会は、事故の国際評価尺度を1から3相当へと引き上げています。今回、漏洩した鉄製のタンクは、事故直後、建屋地下の大量の汚染水を収容するために急ごしらえで設備したものであり、耐久性の不足が指摘されており、同じ型のタンクが敷地内に約350基ある。相次いで発覚した地下水の汚染漏洩に続く今回の事態が、原発事故の危機的な事態を浮き彫りにしているわけであります。更に、韓国が本県を含む8県の水産物の全面輸入禁止を発表しているわけであります。こういう中で、安倍内閣は、

オリンピックを誘致するために、東京は安心なのだというコメントを出しています。じゃ、福島県は危険なのか、このことについては何ら答えようとしていないわけであり。いまだに政府はこのように、非常に危険度を高めておきながら、収束宣言を取り消さない。福島原発は収束したんだという、政府のこの方針を変更しようとしな。これでは、町民が安心して帰還など進められないのではないかと考えるわけであり。ますます町民の精神的負担は増すばかりです。町民の賠償を求めていくべきだと考えているわけであり。政府の収束宣言を撤回し、政府の責任で廃炉作業を進めるよう求めるべきだと考えますが、町長の考え方を質しておきたいと思うわけであり。

2つ目の問題は、税金の正しい使い方の問題にかかわってこようかと思うわけであり。寺久保77番地は、何に使うのかということであり。県の繊維試験場跡地で、森林組合やセレブかえでが使用していたわけでありますが、建物は解体して整地されているが、町として何に使うのか。利用目的もないのに、借地を続けている、借地料を支払ったりしているということは、財政運営上、これが正しいのかどうか。また、慌てて今度の補正予算から削ったようでありますが、遺跡調査をするなどという、正に何に使うのかも分からないところを遺跡調査するというところまで検討されていたようであり。税金の使い方に問題がないのかどうかを質したいわけであり。使用目的のない土地は、やはり返還するというのが、町の税金を正しく使う道筋ではないかと考えるわけであり。仮にこれぐらいの土地が必要なんだということであれば、今現在、例えば福祉センターを取り壊した跡地はさら地になったままであり。バイパスの114号の隣にある済生会に無料で駐車場として貸し付けている土地もあるわけ。土地が必要だとするのであれば、このような土地をまず、最初に有効活用するという立場になぜ立てないのか。この辺の問題について、町当局の考えを質しておきたいと思うわけであり。

3つ目の問題は、学力テストの結果と本町の課題という問題であります。私は、ペーパーテストだけが教育だとは考えておりません。しかし、小中学校での基礎教育は、正に大切だと考えていますが、本県の学力テストの結果は、中学の算数、数学で44位との結果を受け、県教育委員会は、知識、技能の確実な定着と、それらを活用して課題を解消する力の育成が必要だなどと、まるで他人事のような言い方を、コメントを出しているわけであり。正に本県は震災や原発事故などの中での大変な教育の環境の中でのこういう結果なのではないかと私は思うわけであり。これらの件について、県がどう思おうとそれは構わないわけですが、当町としてのこれらについての考え方を質しておきたいと思う次第であります。

以上、3点について私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

「原発の汚染水流出について」の「東京電力福島第一原子力発電所で相次いで発覚した汚染水の漏えいは、原発事故の危機的な事態を浮き彫りにしている。これでは町

当局も安心して帰郷を認められないし、町民の精神的負担も増すばかりである。政府の責任で廃炉作業を進めるよう求めるべきではないか」のご質問でございますが、一般の汚染水の漏えいにつきましては、去る８月１９日にパトロール中の東京電力社員が汚染水を貯蔵するタンク周辺に水たまりを発見したことに始まり、翌日の２０日には、タンクの水位低下を踏まえ、約３００立米の流出があったとしております。東京電力では汚染拡大防止策として、漏えいエリア周辺の土壌調査及び汚染土壌の回収に加え、海洋へ通じる排水溝海側のモニタリングの強化を行うこととしており、漏えいしたタンク内にあった汚染水については、２１日に移設を完了したとしております。更に、２２日にはタンク回りの堰の汚染状況を確認したうえで、エリア外部の土のうへ盛土や遮水シートを追加設置したほか、２３日からは汚染土壌の回収を開始したとしております。しかしながら、汚染水の海洋への流出にとどまらず、更には地下水まで到達した可能性があることと判明したことから、極めて東京電力においては、汚染水やタンク周辺をはじめ、その管理体制がずさんであったと言わざるを得ないと考えております。この汚染水の問題は、国が東京電力に任せきりで責任ある対応を取っていなかったことも要因の１つではないかと思うところであります。既に東京電力だけの対応だけでは収束が困難な状況であることから、国が前面に立って、国の責務として汚染水処理を行うことが必要であると考えております。廃炉作業につきましても、汚染水の問題と同様、東京電力だけの対応では進展が見込まれないため、国が前面に立ち、国の責任で一日も早く廃炉作業を進めるよう、県等と連携しながら、国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、２点目、「寺久保７７番地は何に使うのか」の「旧福島県繊維工業試験場跡地は何に使うつもりなのか。利用目的もないのに借地料を支払ったり、遺跡調査をするのは、税金の使い方に問題はないのか。使用目的のない土地は地主に返還すべきではないか」についてのご質問でございますが、旧福島県繊維工業試験場につきましては、昭和４７年９月に福島県から建物の譲渡を受けて以来、その敷地は土地所有者から継続してお借りしながら、福祉団体等の施設などとして活用してまいりましたが、東日本大震災による被災により、安全に使用することが困難となったため、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の活用などにより、平成２４年１２月にはすべての建物等を解体したところであります。当該跡地利用につきましては、敷地面積が広いことから、震災復興関係の利活用として、子育て環境整備に向けた遊具や屋内運動施設の設置、又は民間による活用も視野に入れた住宅地供給の誘導などを検討してきたところでございますが、当該敷地は、川俣代官所跡の埋蔵文化財包蔵地としても指定を受けております。遺跡調査には、所要の経費や相当の期間を要することが見込まれる一方、震災復興関係の利活用として様々な検討を重ねた中でも、有効な活用策が見いだせないことから、現在、土地所有者と賃貸借契約の解除に向けたお話をさせていただいております。当該跡地については、長期にわたり町がお借りしていたことも踏まえ、所有者との協議においては丁寧に状況を説明し、また、確認をしながら進めるとともに、解約に当たっては、原状復帰として整地等を要することも想定され、今後、所要の予

算確保等が必要になると思われますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 14番 遠藤宗弘議員のご質問にご答弁を申し上げます。

3点目、「学力テストの結果と本町の課題は」について、「震災、原発事故という大変な状況の中で、学習の取り組みはどのように進めていくべきと考えているのか」とのご質問でございますが、文部科学省は、平成19年度より全国学力・学習状況実態調査を国策として開始いたし、本年度も去る4月24日に全国一斉に学力調査を実施いたしましたところであります。本調査の目的は3点ございまして、その1つは、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上に資すること。2つには、都道府県及び市町村教育委員会並びに各小・中学校が進めております教育施策についての成果と課題を検証し、その改善に資すること。そして3つには、各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導の改善に資することの3つの目標達成を目指し、実施するものであります。議員ご指摘のとおり、本町の幼児、児童生徒は平成23年3月に発生いたしました震災並びに原発事故等によりまして、放射能汚染という、これまでに経験したことのない命と健康にかかわる恐怖と脅威にさらされるという、極めて深刻な状況下にありました。このように放射能汚染という非常時におきまして、町教育委員会が緊急に取り組んだ対応は、子どもの命と健康を守ることと同時に、子どもの学習権を堅持することでありました。このことを実現するためには、事故以前の教育環境を早急に取り戻すことであり、そのために教育施設等の除染をはじめ、内部、外部放射能検査を実施するなど、ありとあらゆる方策を講じまして、子どもの健康被害への影響を判断することを最優先課題といたしてまいりました。同時に、義務教育の目的につきましましては、教育基本法並びに学校教育法に規定されておりますとおり、「国及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うこと」と定められておりますので、町教育委員会といたしましては、いかに厳しい被災状況下におきましても、法に定められた範囲において、本町で学ぶすべての児童、生徒に対し、平等にしかも適切かつ効果的に教育を展開する義務がございますので、学習指導要領に示された学習内容がしっかりと習得できるよう授業の充実に鋭意努めてまいりました。議員ご質問の原発事故という状況の中で、学習の取り組みはどのように進めるべきかとお質しでございますが、学校教育推進上、最も重視しておりますことは、放射線被ばくから子どもの健康被害を守る教育を進めること。更に、運動不足とならないよう、体位、体力の向上を図ること。そして学力の向上のための授業の充実等であります。また、避難している山木屋小中学校の児童生徒に対しましては、ふるさとを愛する心を育てるための郷土教育の充実が求められております。これらの課題を解決するために、平成24年度から小学校の運動会や学校プールの開放、更に、町小学校児童水泳競技大会の再開並びに自然体験学習の充実など、事故発生以前の学校教育の姿を取り戻すために鋭意取り組んできたところであります。また、放射線教育をすべての小中学校で実施することとし、教育委員会の事業であります「かわまた教育推進プラン」土曜学習プランは、

本年6月より町内の5施設で再開をいたしたところであります。今後とも現在、町が置かれております環境をしっかりと見据え、知育・徳育・体育の調和の取れた教育の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 原発の汚染水流出の問題なんですが、これは全く素人でも簡単に分かるようなことを東電はやっていなかったということが判明したわけですよ。例えばあれほどのタンクがあって、なぜ汚染水をタンクに確保しておいたのか。放射線を遮断するために確保していたにもかかわらず、あのタンクの見回りは目視でやっていたと。線量は測らないままに点検にあたっていたということが明らかになったわけですよ。だから、東京電力は本気になって被害を拡大することを止めようという姿勢は全然ないんだと言わざるを得ないと思うんですね。そして、安上がりだからといって、溶接できちっと造ったタンクを使うのではなくて、ねじ止めのタンクを使う。結果的には、ねじ止めのためにシールが劣化して漏れてくるということ。これはね我々素人でも考えられることを防止しなかったということで起こってきているわけですよ。結局それに対して、政府は何ら指導もしなければ手だても打たない、東電任せだというだけで処理していたということが大きな原因なわけでしょう。だから、当然、海にも汚染水は流れ出るし、周辺の国々では、日本の周辺の魚は食えないんだということから、韓国などは東北といわゆる8県の魚介類の輸入を禁止するということになってきているわけですね。けども、その危機意識が、政府のトップである安倍総理そのものが持っていないんですよ。脳天気でオリンピックで何と言ったかという、東京は安全だと。あの地域内に全部封じ込めてあるから安全だと。封じ込めてなんかいないでしょう、どんどん流れているということがはっきりしているわけだから。ああいう公式の場でも平気でうそをついているというのは、日本の総理大臣ですよ。封じ込めているわけないでしょうが。海に流れていることがはっきりしているんだから。我々素人でも、そういう反論できるようなことを公式の場で平気でやっている。政府も本気で原発の廃炉に取り組んでないという姿が明らかになってきたんですよ、このことで。なぜや原発を再稼働をしたい、原発を輸出したい。そのためには収束宣言というのは外せないんだという立場からだけなんです。本来、こんなひどい事故が続いているならば、収束宣言などというのは撤回して、本気になった廃炉作業に打って出なければならない。このことについては、町長自身が事故調査の一員として参加したわけですから、しっかりとつかんでおられると思うんですよ。そういう立場から県を通じてなどと言っているのではなしに、国にもきちんと町として申し入れをしていただかなければ、安心して帰還などというのは考えられないでしょう。その点についてお尋ねしたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

この汚染水の漏えい問題は、本当にとんでもない事故であると思っております。と

申し上げますのは、前にはタンクをつなぐ管がですね、チガイやなんかで刺されて、結果はそういうことで漏れたということがあったわけでありまして。議員の皆さん方と私も発電所を見させていただきましたが、あのときもあのタンクが並んでおったわけでありまして。海側に向かえば右側のほうでありますけれども、そのタンクをつなぐホースの長さ、累計すれば7メートルになるんじゃないかと思ひまして、東京電力、町のほうに報告に来ますけれども、私そのつど夏、冬、劣化していくホースの件について、これは何度も申し上げてきました。それは原子力の内部の発電所の機械だけではなくて、そういった汚染水のタンクの処理がしっかりしていかないと貯まる一方じゃないですかということを言ってきたんでありますけれども、一向にその後は貯まる一方でありました。この度今度はそのタンクが劣化してですね、今、ねじの問題がありましたけど、それも私はやっぱり管理不十分であるし、その機械関係も含めた専門家が東京電力として配置をしていないんじゃないかという質しも電力にはしてきた経過がございます。今回このようなことで世界を騒がしているわけでありまして、私どもにとりましては、収束宣言はしたということについては認めないということをおっしゃっております。それは今回のようなことが発生したことにもつながっているわけでありまして。今回、安倍総理大臣が東京オリンピック誘致を前にして、この福島、日本は安全だというようなためにも、国としてしっかり対応するというようなことで、今度対策本部を復興大臣と環境大臣を本部長にいたしまして、この汚染水の対策本部を立ち上げたところでございます。そんなことで、国も私は国はしっかりと前面に立ってこの対策を立てていくべきだということは申し上げてきておりますが、そういった意味ではひとつ前進したのかなと思ひますけれども、しかし、現場に入って進めて行く人材登用については、我々見た目でもまだまだ東電任せの面があると。東電にしたって、原子力メーカー任せのところがるんじゃないかと。そんな思いで見えております。したがって、私といたしましては、この廃炉に向けたいろんな汚染水問題も含め、また、デブリの取り出しから原子炉内の対策も含めてですね、これは本当に専門家集団を作って、国が責任をもってやっていくべきだということを申し上げている状況でございます。今般、総理大臣がオリンピックで言ったことは、私は国が責任を持ってやると言っていますから、2020年の東京開催であります。ですから、それまで私はしっかりとこの原発事故の収束に向けた取り組みが明確になって、国民に当然、我々被災を受けている福島県民に対して、この動きが明確なることにつながるものだというように思ひまして、1つは、世界で発表したわけありますから、1つは、ある意味では前進したのかなという思いも持ったところでございます。しかし、それはなぜかという、世界場で言っておるわけです。外国からのマスコミを含めた質問が多く出された中での発言でありますから、これは重いものがあると思ひますので、安倍総理大臣自身としても、この福島の復興なくして、日本の再生はないんだと言っておりますから、それを今回のオリンピックでは、また、再度確認する意味でも発言されたと思ひますし、今まで以上に重いものがあると思ひます。そんなことも含めながら、これからですね、今もそうありますけれども、国のほうには責任をも

って、国も関与して、この原子力発電所の廃炉に向けた取り組みはすべきだということとは強く申し上げていく考えであります。廃炉は、普通営業している原子炉を止めてやめるわけではないんです。事故が発生してやめるわけでありますから、今もって中に入れないわけですね。いろんなロボットやなんとかとやっておりますけれども、それもなかなか動けない状態で、何度も失敗をしております。ですから、これは本当に国を挙げてのことでないと、私はなかなか解決、または対策について、具体的にいかないんじゃないかと思って、今、ご質問にありますように、国を挙げて取り組むというようなことの申し入れをしております。また、汚染水問題でもありますけれども、これらについても、それを早く除染する、汚染水をということを立ち上げるべきだということをおっしゃっていただけますけれども、62の核種があるんだそうでありまして、その中でストロンチウム、トリチウムということですね。トリチウムという物質が水と一体になっているんだそうでありまして、そのことが取れないというようなことを報告なども受けております。しかし、それで取れないからといって貯める一方であります。貯めてあそこに置けなくなったら、どこに持っていくのか。それを考えますときに本当に恐ろしい話でありますので、やっぱりそういった化学的な面での研究、そういった人材もしっかりと育てるなり、海外からもいただくなりしながらやっていくべきだというようなことも申し上げているところでございますので、本当に今回の汚染水問題はその汚染水だけではなくて、原子炉の廃炉に向けた動きについて、また、新たな課題を提供したところでありますから、早急にその対策を立てて進めることを更にまた、強く申し上げていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 汚染水問題については、これはもちろん政府にきっちりと言ってもらわなくちゃならないし、あとこの政府がね責任をもって対応するんだと言っても、これは1つは、もちろん政府がやるのは当たり前ですよ。けども、政府は税金で賄うというだけではだめなんですね。だから、いわゆる原子力村に参加してもうけを得ていた集団に、必要な財政支出をさせるという、そこまでやらないと、国民の金でだけで原子炉の下は全部凍結するんですなんか言っているようですが、あんな膨大な凍結装置をやったら、維持費ばかりで大変ですよ。だからこれは原子力村が、やっぱりよってたかって儲けていた、この連中にやっぱり必要な金は出させるんだという姿勢を言っていないと、国民の税金ですべて賄うなどということは、とんでもない話だと私は思っているんですよ。その点については、町長どう考えますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 原子力発電所については、単に東京電力だけの件ではないと思っております。事故は東京電力が発生したわけでありまして、そのほかの電力会社も原子力発電所を持っておりますから、当然、今回の事故に伴います復旧、そしてまた、廃炉に向けた取り組みについては、各電力会社も一体となって、関係者一体となってこの対策を立てるべきだと思いますし、その一体的なものは人も含め、基金も含めながらやるのが当然だと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） いわゆる今、東電がやっているでたらめさというのは、ますます全世界に理解されてきているんですよ。そういうでたらめな対策を取っている東京電力、これはね周りで見ていたら、精神的な負担は大変ですよ。まして川俣町というのは、川俣より先は原発近くで住んでいる人はいないわけですから、一番最前線に住んでいるわけですから。川俣の町民ね、私のところにその後、2～3通やっぱり匿名の手紙が舞い込んでいるんですが、多くの方は何かというと、精神的負担をやはりきっちと東電に町が中心になって求めてくれと、このことを是非実現するように町長に訴えてくれという手紙が2～3通やっぱり今月に入って入っているんですよ。この点についてやはり町長はひとつきちんと住民の精神的負担を賄うだけの損害賠償を東電に請求するための手だてを打っていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。浪江あたりは、きちんと町長が住民からちゃんと委託を受けて、先頭に立って、東電に損害賠償を請求しているわけですから、浪江がやったら、今度は川俣がやらなくちゃならないのは当たり前ですよ。その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 東京電力のほうへの精神的負担の件につきましては、先に町民の皆さんに1人1万円の見舞金を出しているんでありますが、そのことについて、現在、東京電力のほうに請求行為を行っております。そのことも含めて、町といたしましては、それが具体的になるよう、東京電力に強くまた申し入れをしながら今、進めているところでございます。今、議員お質しの全部の町民の代表ということについての町長が頭になってやるということについては、現在のところ考えてはおりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町長は、これは民対民だと言っているんですが、あのでたらめな東電相手にね、民間人がまともに戦えると思いますか。多くの方は例えば家庭菜園を作って、これが食われるか食われないかいちいち検査しなければ食われないんだと。こういう損害はどうやればいいんだいと言ってくるんですよ、いっぱい皆さんは。じいちゃんが一生懸命作っている。若い者は食ってくれない。お願いだから、おらの野菜を持って行って食ってくれないかという年配者がたくさんいるんですよ。こういう精神的負担をね、あのでたらめな東電に個人個人で請求しなさいと町長は言うんですか。それはできないでしょう。大体東電は相手にしないですよ。だから、町が中心になって、全町民の損害をきちんと東電に損害賠償を求める先端になるべきだと私は言っているんですが、それはいまだにやはり町長としては、これは民間対民間だから、町民が勝手にやれという態度なのかどうなのか、その辺だけ明確にその点だけ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ただいま答弁申し上げましたが、東京電力については、町民の1万円をお見舞い申し上げました1億4,000万いくらかの請求を今やっているところでございます。今、お質しの点につきましては、これは町が代表してやるというよ

うな立場に立てないということを申し上げました。また、もう1点でありますけれども、町民の皆さん方のいろんなそういう賠償も含めた件については、役場で相談窓口も作るべきだということを言われておりますので、そういった弁護士の手配についてはやっております、過日は、山木屋の説明会を開催したんでありますが、相談窓口だけは明確に町のほうで取ってやっていくことを今進めておりますので、ひとつやっていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 山木屋だけが被災者ではないんですよね。全町民が被災者なんです。その立場にやっぱり立ってもらいたいと私は思います。

まあ時間がなくなるので、次の問題に入りますが、いわゆる寺久保77番地は何に使うのかということについては、答弁の中でも明確には出ていないんですね。何に使うのか分からない土地を遺跡調査やるだのなんだのということは、町の財政執行上、可能なのかどうなのか、その辺について私は聞きたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

使用目的がない遺跡調査というご指摘でしたけれども、この土地につきましては、特に昭和47年の9月から41年間にわたりまして、その建物を県から譲渡していただいた以降、底地ということで長年にわたりまして町がお借りしてきた経緯がございます。建物については森林組合の事務所とか授産施設、倉庫などに使用してきたところでございますけれども、建物を解体したことにより、さら地となりましたので、先ほどの町長の答弁にもございましたが、利活用の検討の結果、使う方策が決定を見ておりませんので、そういった賃貸借の契約解除の協議をさせていただいているということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私はそういうごちゃごちゃ聞いているのではないんだ。その利用目的のないところに町の財政を使うということが可能なのかどうなのかということを知っているんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 町の予算、財政の執行等については、目的に従ってやっていくわけでありますから、ないものに予算を使うということではできません。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、そうすると、撤回はしたようですがね。補正予算で出したという、そういう無責任な提案というのは、やっぱりあってはならないものだと私は思うんです。それで、そういう土地を必要だとするならね、今、遊んでいる町有地あるわけでしょう、いっぱい。ただで貸している土地があったり、あと何にも使っていない土地あるわけですよ。福祉センターの跡地などというのは、これ予算組んでなかなか解体しなくて、再三私が督促して、やっと解体して、今、さら地になっていきますよね。ああいう土地を本当に、あれは町有地ですから、ああいう土地こそ活用す

べきなんじゃないかと思うんですよね。本当に土地が必要だと言うんだったらば、何も済生会にただで駐車場として貸しておく義理はないんですよね、川俣町は。だから、そういうところをやはり活用するという立場に立てば、町有地はなんぼでも活用できると思うんですが、そういう財産運用ということについてはお考えにはなっておられないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

町のほうの財政状況、また、財政運用上は、ある土地は有効に活用していくのが原則だと思います。借地をし、後年の負担がどんどん増えていくようでは、財政上の計画上も大変厳しくなってくるわけでありますから、議員お質しのように土地の有効活用については、まず、足下のそのようなことも含めてやっぱり検討していくのが必要だと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） じゃ、適切な財政運営をお願いしたいと思うわけであります。

3つ目の問題は、学力テストの結果と課題の問題なんですけど、やっぱり教育長もおっしゃっているように、まずは除染というのは、やっぱりなんとしても必要であろうと思うんです。ところが、川俣小学校の中庭の除染というのは、まだ終わっていないです。あれは誰が考えても、あそこのようにコンクリートで固めたものは、コンクリートを剥がないと、剥がないというか、コンクリートの表面を削らないと下がないというのは、もう除染に当たっている人たちの共通した考え方なんです。だから、あれショットブラストかけるとか、なんかしなくちゃならないんですが、ショットブラストに関しては、なかなか環境省はOKしないんですね、あれ金かかるから。だから、そんな加害者の言うことを聞いている限りは、除染なんか進まないんですよ。だから、やはり説得してでも何してでも、やはりコンクリートはショットブラストかけて表面を削らないとだめなんだから削りますよと。子どもの安全のためにはやりますよということでの姿勢をきちっと示すべきだと私は思うんですが、そういう相手の言い分ばかり聞いているような除染ではこれ進まないと思うので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 遠藤宗弘議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、私もこの川俣小学校の中庭の問題は、実は腹が立って腹が立って仕方がない状況でございまして、これ国にお願いいたしまして、2回実は除染作業をしたのでございます。しかしながら、2回やりましても約1マイクロシーベルトです。これではとても子どもたち遊びに出せませんので、夏休み前にですね、直接環境省の福島局のほうにお願いいたしまして、命にかかわる問題であるので、早急に実施してほしい旨お願いを申し上げました。翌日、回答がありまして、分かったと。作業に入ってよろしいという許可が原子力対策課にありまして、私のほうに報告がありましたので、業者を決めて作業に入ったのは入ったんですが、夏休みいっぱい出

来上がるということが、実は作業員の手配の関係でまだ進んでおりません。半分までいったところですが、最後に問題になっておりますところは、いわゆるゴムのマットの問題でございまして、これが非常に高線量なんです。これを全部剥がして取り替えることとなっておりますので、この材料等がまだ町のほうに届いておりませんので、今後、急がせまして、できるだけ早急に終了できるというような回答ももらっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは教育施設の問題だけでないんですね。いわゆるコンクリート瓦、なんぼ頑張って高圧洗浄でやったって落ちないというのは、もうはっきりしているわけです。コンクリートは、入ったものについては、とにかく高圧洗浄なんかやったって下がりませんよと。やはり表面を削る以外にないんだということで、しかし、それは機械も高く、工賃も高いものだから、環境省はうんと言わない。そんなこと許しておくわけにいかないと思うんですよ。だから、それは効果的な洗浄については、すべて東電と政府の責任でやらせるという立場に立たないと思うのではないと思うので、そういう立場に立った先進的な除染活動というのをやる考えがあるのかどうか。うちの原子力対策課、指針が出たらやりみたいですなとばかり言っているんだけど、もっと相手の加害者の言うことだけ聞いていたのではだめなんだから、被害者としてもっと積極的に効果の上がる除染の方法について、こっちからも提案するという考えはないのかどうなのか、その辺についてちょっと質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、議員ご指摘のいろいろと除染をしても、なかなか効果が上がらないような工法といいますか、そういう中身ではだめだということで、やはり先進的な技術等を活用した除染ということですが、それについては、やはり今、環境省で今定めている1つの基準があるとする、それについてしっかりとまず除染をして、あと今回、川俣小学校のように除染をしてもなかなか線量が落ちきれないものについては、県のほう、国のほうと相談をして、また、新たな工法に用いた除染を行いました。また、それでもだめな場合ということで、再度今回は全部剥ぎ取りをして、新たな同じような5ミリチップの舗装をするというところまで来たところであります。今、教育長が大変怒り心頭のようなご答弁ありましたけれども、全くそのとおりでありまして、なかなか思うようにこちらで提案しても、しっかりとした回答がつかないというのが現実であります。それでもやらなくてはなりませんので、町のほうではしっかりと国の方に新しい基準を取り入れた、又は除染しても効果の上がるような中身をどんどん提案を申し上げてしっかりと対応していきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） とにかく効果的なことを積極的に町から提案して進めていただ

きたいということを申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で14番議員 遠藤宗弘君の一般質問は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日10日、火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時45分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 高橋 真一郎

同 署名議員 鳴原 利光